

平成22年（2010年）紀北町第2回臨時会会議録

第 1 号

平成22年8月11日（水曜日）

招集年月日 平成22年8月11日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成22年8月11日（水）

応招議員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	9 番	平野倅規
10番	岩見雅夫	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	会 計 管 理 者	長野季樹
総 務 課 長	中場 幹	財 政 課 長	堀 秀俊
危機管理課長	五味 啓	企 画 課 長	川合誠一
税 務 課 長	家崎英寿	住 民 課 長	平谷卓也
福祉保健課長	谷 吉希	環 境 管 理 課 長	倉崎全生
産業振興課長	中村高則	建 設 課 長	山本善久
水 道 課 長	奥川 英	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教 育 課 長	安部正美	学 校 教 育 課 長	世古雅則
生涯学習課長	村島成幸	総務課長補佐	工門利弘

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志		

議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告

追加議事日程（第1号の1）

- 第1 公共建築施設の調査設計及び監督に関する所管事務調査
についての委員会の報告を求める件

議事日程（第1号）

- 第4 議案第43号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第5 議案第44号 紀北町立引本小学校耐震補強工事請負契約の締結について

会議録署名議員

21番 谷 節夫

22番 世古勝彦

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

北村博司議長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより平成22年第2回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を事務局長に朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

平成22年第2回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成22年8月11日（水曜日）9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第43号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第 5 議案第44号 紀北町立引本小学校耐震補強工事請負契約の締結について

以上でございます。

北村博司議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

北村博司議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により本日の会議録署名議員に

21番 谷 節夫君

22番 世古勝彦君のご両名を指名いたします。

日程第2

北村博司議長

次に日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3

北村博司議長

次に日程第3 諸般の報告を行います。

去る8月6日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。本臨時会の招集にあたり付議された事件は2件であります。なお、議案第44号に関する参考資料として、提案者から工事設計書等の追加配付の申し出がありましたので、議長において許可することとし、本日、各議員の席に配付させていただいたので、ご報告を申し上げます。次に、地方自治法第235条第1項の規定による例月出納検査につきまして、平成21年度普通会計の5月分、平成22年度普通会計の5月、6月分と、平成22年度水道事業会計の5月、6月分につきまして、同上第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ、その他関係各課長等の出席がございましたのでご報告を申し上げます。

次に、7月27日に開催されました全員協議会で、建築工事における入札のあり方について、見直しを検討するよう理事者に対し要請書を提出することの決定がなされましたことによりまして、議長のほうで3項目に取りまとめ、8月3日に理事者に対し要請書を提出いたしましたので、ご報告を申し上げます。なお、内容につきましては、すでに通知のとおりでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4～日程第5

北村博司議長

お諮りします。日程第4 議案第43号と日程第5 議案第44号。

(「動議」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

先般、7月29日において、産業建設常任委員会が開かれまして、この議案44号に関しての町内業者の入札辞退の経過と、さまざまな問題について、参考人として入札参加業者3業者、また協会の幹部の方と、参考人として来ていただき、産業建設常任委員会で調査研究をいたしまして、その後、行政の方に意見の見解も聞きました。今回、議案44号で配付していただきました件に関しまして、我々議員としては、この賛否をできる書類に全くなっていないと思いますので、この件に関して、少しでも参考になればと思ひまして、委員長に説明していただくような動議を提出します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

ただいま、5番川端龍雄君から、7月29日の産業建設常任委員会が行った所管事務調査の件につきまして、委員会の報告を求めることの動議が提出されました。所定の賛成者がございました。

所管事務調査の結果報告につきましては、法律上の義務はありませんが、委員会は、付託案件以外についても委員長が報告できるとされております。本会議で所管事務調査の報告を行うことは、可能であります。なお臨時会において、審議できる事件は、あらかじめ告示された事件に限られていますが、開会中において緊急を要する事件が発生した場合は議会の議決で事件とすることができるとされております。ただいまの動議は、産業建設常任委員会が行った、「公共建築施設の調査設計及び監督に関する所管事務調査」については、議案第44号の審議にも関連するものであり、緊急事件として日程に追加し、議案の審議に入る前に、委員会の報告を求めるという内容でございます。この動議につきましては、他に1人以上の賛成者がございましたので、本動議は成立いたしております。

お諮りします。

産業建設常任委員会が行った、「公共建築施設の調査設計及び監督に関する所管事務調査」の件は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。したがって、「公共建築施設の調査設計及び監督に関する所管事務調査」につきましては、委員会の報告を求める件を日程に追加し、日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

北村博司議長

追加日程第1 公共建築施設の調査設計及び監督に関する所管事務調査について、委員会の報告を求める件を議題といたします。

それでは産業建設常任委員会の報告を求めます。

委員長 中津畑正量君。

中津畑正量産業建設常任委員長

皆さんおはようございます。ただいまから、産業建設常任委員会で行いました、「公共建築施設の調査設計及び監督に関する所管事務調査」の内容について報告いたします。

去る7月29日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員6名、全員出席のもとで開催いたしました。参考人として大徳建設株式会社、株式会社塩谷組、東建興業株式会社、紀北町建設業協会に出席を求め、意見をお聞きました。その後、参考人からの意見を踏まえ。

失礼しました。遅刻委員が1名いましたので、最初は5人でございました。遅刻もわずかな時間でしたので総勢6名で審査をいたしました。訂正いたします。

その後、参考人からの意見を踏まえ、財政課、建設課の各課長及び関係職員の出席を求め、質疑を行いました。その内容について、これから報告を行います。

まず、参考人から引本小学校耐震工事が不調となったことを含め、全般的な公共建築施設の調査設計及び監督に関することについて意見を求めました。2日前には全協でいろいろ質疑が深められたことではありますが、当委員会として、関係業者の方に参考人として来ていただいたと

いうことでございます。できるだけ業者の意見は詳しく報告したいと思います。

まず、1番目に大徳建設株式会社 専務取締役のほうから、引本小学校耐震工事に関しまして、見積もりするのに、規模が大きいのに、見積もり期間がどうしても短かったというのがあって、辞退した原因というのは、やっぱり、自分らで見積もりした金額を上回ってしまったというので、もう辞退せざるを得ないということです。当日になって、辞退書を出したというのは、本当に申し訳ないですけど、本当は参加せざるを得なかったのかどうかというと、わからないですけど、一応、引本に関してはそういう形で、どうして、役場の予算がどうのこうのというのがちょっとわからないですけども、やっぱり、耐震工事というのは、隠れた部分がようけありますので、改修という部分で、それでどうしても金額がつかみにくいところがありますので、そのへんで、やっぱり私どもは見積もりしたら、予定価格よりも上がってしまったというのが、私どもの現状です。もちろん言われたように、特記仕様書の中にも、簡単に言えば追加工事を認めないと、軽微なものとかいう形であれば、今まで建築業者なものですから、今までやっておる中では、もう軽微なものは、いつもやるというのが当たり前の世界であったんですけども、町に限らず。一応、大きなことに関しましては、やっぱり増減というのがどうしても必要になってくるというので、どうしても価格が上がってしまうというのが、私どもの見積もりです。それは、とりあえず引本の工事に関してのやつで、簡単に言いますと。

要望としては、土木と建築をやられている業者さんと比べると、どうしても建築というのは、細かい仕事が多いものですから、それに対して単価の見方というのが、皆さん公共的な単価というのが、いわゆるコスト情報とか、そういう物価本的なものを見られていることが多いとは思いますが、それはあくまでも全国、名古屋、東京、大阪とか、そういった地域性の単価であって、この地域というのが、どうしても特殊性の高い地域なものですから、そのへんがどうしても地域差の単価というものをもう一回検討していただければと思います。あと、皆さん、そうだと思いますけど、経費的なもので、県であれば、直接工事費というのがありまして、そのあとに共通仮設費及び、そのあとに現場管理費、そこで現場がいて、あと一般管理費というのが、事務所、会社をやっていくために、一般管理費という部分があるんですけど、町の場合は、諸経費ということであげられていると。その比率を、直接工事費というのは、あくまでも工事をやるだけの単価ですけど、やっぱり、会社をやっていくにあたっては、そういう経費部門をもう少しちょっと見直していただければという要望です。うちも建築がメインでやっておる会社なものですから、なかなか経費というのが取りにくい業種なものですから、できるだ

け検討していただければと思いますという大徳建設株式会社の意見でございました。

また、株式会社塩谷組 代表取締役のほうから説明がありまして、引本小学校の入札の件からちょっとお話をさせていただきます。私どもは、辞退という格好で入札は応札させていただきました。何でかという理由でございますが、自社の積算をした結果、大幅に役所さんの予定価格を上回ったということで、辞退書も通常なら、予定価格を上回ったためと書くんですが、今回は、大幅にという言葉を入れさせていただきました。これは金額でいいますと、経費も含めて、予定価格からしますと、6,000万円くらい上回ってしまった。私どもの見積もりが甘いんじゃないかという部分も確かに中にはございますけれども、今まで過去に発注された物件からしても、今回のはちょっと桁が外れていた。乖離がひどかったというところで辞退をさせていただきました。まさか、私どもが辞退して、皆さん、辞退というのも、つゆ知らずのところでございます、こういう結果になるとは思っておりませんでしたので、引本小に関しては、お詫び申し上げたいと思います。それで、この積算をするうえでのいろいろな場面がございました。町への質問状の件について、積算のため現場への立ち入りは可能でしょうかという、これは私どもが町へお聞きしたところでございます。可能な場合、その方法はどのようにすればよいのでしょうかと、それは積算のために見せていただきたいという理由で質問した結果、外部のみの視察は可能であると。ただ、内部への立ち入りは不可としますという回答が返ってきました。まったくもってですね、耐震改修をするのに中を見せていただけない、小学校で授業をやっているからというのであれば、土曜日でも日曜日でも放課後でも、係りの方に立ち会っていただいて、入れるじゃないかという思いでございました。これは本当に積算する側としては、現場も見れずにどうやって積算するんだという場面もございました。それから、2点目に特記仕様書の件もお話にあがっております。これをちょっと読みますと、この第2項でございますが、設計図書に明記なき事項でも、技術上、納まり上、当然必要として係員が判断した場合は、請負金額の範囲で施工することと、はっきり謳われております。我々が工事を行っていくうえで、当初の設計図面がない、仕様書にないことが発生した金額も、それによって上回ってしまう。そういう場合に、これは見ていただけるのかという協議を普通出すのですが、その協議を出しても、その請負金額の範疇でやりなさいよという文面にしか取れないという判断をいたしました。ということは、逆に言いますと、お役所さんの予定価格で組まれている設計金額でせなならん、それ以上のものが増えても、それでせないかんということで、非常に不安を覚えたというところもございます。これは正直なところでございます。引本小学校に関しては、積算するうえで、

そういった不具合といいますか、発生しております。

もう一つ、1点、引本小学校で言わせていただければ、設計図書が、かなり言葉が悪いですが、薄っぺらい設計図書でございました。図面も私もはっきり見ていないですけれども、数枚しかない、仕様書もよくわからない、実務者に聞いたところによりますと、ちょっとこれでは正味の積算はできないというような判断でございました。ただ、そうは言っても積算せなならんということで、アバウト的な部分も含めての積算になってしまったというのが実情でございます。

それから、ちょっと話は変わりますが、要望といいますか、建設業協会も前回の要望であげたかと思えますけれども、経費率の問題です。建築工事の場合は、今まで共通仮設費が4%、そして、諸経費というタイトルで12%だったと思います。今回の小学校の耐震については、その諸経費が12から15%に変わっている。3%上げていただいているのかなという認識ではおったんですが、他の市町村と比べると、紀北町のこの経費率が非常に低い。調べてもらえればわかると思うのですが、隣の尾鷲市、あるいは三重県、国交省と、一応、データもそろえているのですが、一つひとつ言うとなんか時間がないということで、その中でも一番低い経費率でございます。これを何とかしていただきたい。これが我々業者サイドの要望でございます。

それから、また話が飛びまして悪いんですけど、この引本小学校にも若干戻る話ですが、設計の条件的なもので、ある程度食い違いが、今回の引本小学校の積算に関しては、食い違いが見れたのかなという場面もございます。発注者の意図しているところの工事内容、イコール、工事金額、それと受注者、応札者の考えるところの工事内容がちょっと食い違ったのかなというところもございました。先ほど言いましたけれども、その設計書が薄っぺらいというものもあるんでしょうけれども、そこらへんの条件の統一というものが図られれば、もっと役所の金額と業者の金額とは乖離せずに、近寄ったのではないだろうかというふうに思っています。今回の金額のズレの原因の一番は、多分、それじゃないかなというふうに思っております。というところで、塩谷組の意見とさせていただきます。

次に、東建興業株式会社 取締役建築部長の意見がございました。やっぱり一番大きなのは諸経費の問題、これは会社を運営していくにあたって、一番最終的な、最後の残りの部分になりますので、それが一番大きいんじゃないかと、僕は思います。工事にあたっての現場説明、これは現場で行うのが妥当だと思うのです。というのは、現場も見ずに、その工事が施工できるかと思ったら、ちょっとこの耐震とか、改修とかいうものについては、やっぱりそれが大きな要因になってくると思うのです。というのは、現場を見ないとわからないというところはた

くさんあります。それと建築工事というのは、小さいものの積み重ねで価格になっていきますものですから、抜けとか、数量の落ちとか、項目の落ちというものがあると、それが大きく響いてくるわけです。やっぱり、図面がそれによって見積もれたらいいんですけど、今までの工事においては、数量落ちの部分がかかなりありました。ある程度は、見ていただいた部分があります。でも、それが工事価格に反映していますので、それが少なかったら少なかった数量で工事価格を決めていますので、増えてきた場合、ちょっとそれが負担になる可能性があります。そういうものとか、単価について、大徳建設さんがちょっと言うておられたですけど、地域性によって、コスト情報とか、物価本で行った場合、それが多々やれない、買えない部分があります。金額的に。そして大きい工事じゃないものですから、少量、鉄筋でもなんでも少量になりますので、結構、この地元で買いますと高くなるんです。ロールで買ったりする場合はある程度ありますけど、地域の商店で買うと、それが2次、3次と回っていきますので、購入価格としては高くなるので、そのへんをちょっとでももう少し見ていただかないと厳しいです。もう1つは、この耐震工事につきましては、県でもプラスアルファ、一般の見積もりよりも、プラスアルファしてくれると思うのです。そのへんの考慮をできたらしていただきたいかったと。というのは、小さいところをはつったり、撤去したりする部分が結構ありますので、それを通常の価格を入れられて、それでできるかといったら、ちょっとできない部分が多々あると思うのです。できる部分もありますけど、それから、そういうところを、もしみていただけるなら、今後そういう形の考慮をしていただくことが必要だと思います。

あと、さっき塩谷さんが言われましたけど、図面に関しては、多分、改修とか耐震とかというのは、その部分の図面だけしかないわけです。それが既設建物の中身の問題がわからない部分があると思うのです。そうすると、はつってみると、ああ、あんなんやった、こんなんやった、って、そういう部分をできるだけ、たらん足しとか、そういう未知の部分結構出てきますので、建築の数量は参考数量につきないという傾向が昔からあるんですけど、土木みたいに皆みしてくれるのでしたらいいですけど、みていただけない部分がかかなりありますので、大体そういう部分が主体だと思うのです。そして建築という仕事は、建築だけで仕事を生計として成しているという業者は、ほとんど絶えていっているわけです。やっぱり土木と一体でやって、初めて営業しているという形のものが多くなってきている。ですから、もう少しわかりやすい、この図面を見たら、完全に見積もれるという方法のものが、できるだけわかりやすい図面にしていただけないと、耐震は、うちも辞退させていただいたんですけど、引本小については。中身

で水平プレスとか、いろいろな問題とか、通し柱をとって、腐っていたらやりかえろと、そう言葉では簡単に言えますけど、通し柱をとるということは、基本的な構造体を動かすということになりますので、そのへんが高くなった原因じゃないかなと思います。大体そういうところでもあります。

次に、紀北町建設業協会の代理である株式会社平野組の代表取締役から説明がありました。今日は、このような協会との機会をいただきまして、本当にありがとうございます。前3社さんの方が、概ねのお話はしていただいたかと思うのですが、協会としてお話をさせていただくのであれば、大きく1点、経費の問題。4%、15%諸経費という形で紀北町さんが設計されております。先ほどから何回もお話が出ております、工事設計書の中の特記仕様書、この1番で大臣官房庁、営繕部監修の公共建築工事共通仕様書に基づいて工事をするというふうに、第1義でここでは記載されておるのですが、その大臣官房による建設工事の積算によりますと、現場、共通仮設費が概ね4%、金額によって上下します。そして現場管理費、一般管理費というふうにして、3項目に分かれて経費は算出されているはずですが、しかし、ここにおいては、今までが概ね、塩谷さんがおっしゃられたように12%、今回は情報公開をいただいた中によりますと、概ね15%という数字になっております。この部分で概ね10%の価格の差違が出てきます。他市町村であれば、1億1,000万円の工事が、紀北町であれば約1億、概ねです。数字に少しの違いが出てきますが、それくらいの差違があるのではないかと思います。97%、99%の落札率というふうに、高止まりというふうな表現もされておりますが、97%で概ね、他市町村であれば90%くらいの落札率じゃないかなというふうに自分たちは感じております。その部分をやはり共通仮設費、現場管理費、一般管理費というふうにきちんと分けていただきたい。この15%という諸経費でいくと、下請けさんなり、業者さん、協力会社さんに工事を請け負って支払う、そして自分の会社の現場を管理する現場監督の費用を払う、それでも無しになっちゃうんです。僕らは、やはり建設業という業の中で、会社を経営していくには、一般管理費というのはどうしても必要です。町の今回の事業でいえば、この事業費が僕らでいう、現場管理費と共通仮設費、直接工事費を含んだ金額です。あと町の職員の給与のように、町長さんや皆さんの給与なりが要ると思うんです。その部分が僕らでいう一般管理費なんです。その部分を無くされると、会社の経営ができないというのが現実です。設計図書2番の、設計図書に明記なき事項でも技術上、納まり上、云々というのがあります。これは他市町村にある部分があります。しかし、この始まる文書の一番前面に、軽微な変更についてはという一言が付いております。軽微な変更につい

ては、これであるけど、大きな変更はきちんとするよということは、設計図書なり特記仕様書で読み取ることができます。しかし、今回の皆さんのお話を、僕は積算をしていないのであれなんですけど、改修、それも非常に古い建物、70年くらい経っていると思いますが、その中で何が出てくるかわからない。もしかしたら、束なり、根なりなんなりがシロアリ君にいっぱい食べられておるかもわからない。その状況で設計変更もないのかよということになってくると、その分を、非常に積算する側としては、安全を見てしまう部分が出てくる。そうなってきたときに、設計書の設計者の意図がその仕様書からくみ取れないところが出てきたり、工法が違ったり、その部分で今回は非常な、大幅なという塩谷さんの表現ですが、工事金額に大きな乖離、大きな差が出たというふうに考えています。そこらへんを設計者さんの意図と、施工者の意図をもう少し詰める機会があれば、意見交換をするなりという場があれば、それが先ほど言われた現場説明なのか、現場の視察なのかという部分があれば、もう少し議論して、これは高い、これは安いという話の中でももう少し近づけたのではないかと、設計者の意図に近づけたのではないのかというふうにも思っています。それから、先ほども言われた単価の問題ですけども、単価はここにも書かれているように、建設コスト情報、情報公開をさせていただくと、ちゃんと公開されておる単価の中に載っております。しかし、途中で掛ける0.5とか、60%だとかいうふうに出ております。建具なら、見積もりかける0.6だとか、その0.6、0.7という0.5の根拠は僕たちにはわかりませんが、そのへんからも、もしかしたら差違が出てしまった部分もあるのではないのかというふうに推察、推測させていただいております。

このような機会をいただいて、より安心、安全の質の高い公共構造物を僕たちも提供する義務がありますので、この機会を有効に役立てさせていただいて、もう一度できたら紀北町の業者に、この引本小学校の入札へ参加させていただける機会をいただけたらありがたいというふうに思います。分離するだとか、いろんな方法があろうかと思っておりますので、そこらへんも皆様のお力をお借りしてお願いをしたいと思っております。是非ともよろしくお願いをしますということでございました。

参考人の意見を聞き、このあと質疑に入りました。

この参考人の意見は一字一句逃さず、今読み上げたとおりでございます。これ以外のものはありません。そこで質疑として、初めの大徳建設さんにお聞きしますが、今回、引本小の辞退ということで、先ほど、塩谷さんは6,000万円くらい大まかにちょっと上回ったということをお聞きしましたが、大徳さんのほうでは金額はどのくらいかということは説明、お話しにくいで

すか。もしそれがわかっていたら教えてください。やはり塩谷さんもそうですけども、やはり大徳さんも昔から海山町では名門の建築の方なのでよくよくなことと思います。当然この見積もりがあれば、おそらく辞退はなかったとは思われますけど、聞くところによりますと、かなり建築のある方の、多数ある方が遊んどるということはないけど、かなり余裕があるということも聞いていますので、この見積もりの差異がさぞ残念やと思います。大体金額と、今まで一応、経費云々とかありますし、私も先ほど協会の方とか、塩谷さんから聞いて、経費がかなり安いというか、紀北町は特別、県とか尾鷲市と比べても低いと、大体約8%くらい低いかなと、ちょっと調査によって、いるんですけど、やはり、その安全性いろんなことを考えて大変経費をあまり切るのもいかなものと思いますので、とにかく金額の件を教えてください。塩谷さんは、かなり詳しく言われましたので、どのへんくらいまでの差異なら、赤字覚悟ですということは大変な、今までもそういう例があるんです。1億の仕事で1,000万円くらい赤字だったということもありますので、本来、それはやるべきやないんですけど、当然、そのへんのこともちょうと塩谷さんにお聞きしたいと思います。東建さんは職員の関係でということ、この東小学校をとったので、それでいけなかったということ、初めから引本小は望んでいなかったということか、そこまでいけないということなんですか。協会のほうにちょっと聞きますけど、今まで大きな業者だけやなしに、このBランク、Cランク、例があるんかどうかわかんけど、そういう方の建築の方の不満というか、細かいことも聞いていると思うのですが、大手さん以外で、かなりCランクの受注が多いと思うのです。大手以外のほうの業者は多いと思いますので、そういう方の意見を我々も顕著に聞きたいと思いますので、そういうことが、以外にあれば率直にお聞かせしたいと思うので、その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

お答えとして、大徳建設から、今日は資料を持ってこなかったんですけども、税込みで1億4,600万円くらいで多分、役場のほうに資料がいつているとは思いますが、そのくらいだと思います。その差違ということでした。うちのほう正直、あの規模の木造の耐震というのは、正直まねな工事だと思いますので、私も経験ございませんし、そのへんで金額の差違が生じたのではないかと思います。それがさっき言われたように、単価的なコスト情報とか、そういったものに載っているものもあるのですが、大部分が載っていないものということで、ルーズ性があるんじゃないかなというのがあります。建物が古いと、破ってみやなわからんという面がやっぱり多いかなという、ルーズさがちょっとあまり規模が大きいというのがあります。そういうところがございます。

株式会社塩谷さんのお答えでは、私ども、先ほど6,000万円くらいのオーバーだということで説明させていただきました。ただ、その見積もりの中でもかなりあまい部分も含んではおるかと思うんです。今まで過去の紀北町さんの工事を受注した、去年は高速がらみの馬瀬の浄水場、その前はこの庁舎の耐震工事をいただいております。そういうところの設計金額と見積もりを比較すると、やはり、オーバーに出ちゃうんです。業者のほうもオーバーに出ちゃうと。そこからへんで、例えば1億円の物件ですと、1,000万円オーバーで出てきたら、その1,000万円くらいはなんとか現場で調整しながら償却できるだろうということでもいつもやらせてはおるんですが、今回、6,000万と出ましたので、1,000万、2,000万円の話やったら取りに行く、本来ならこの地元の工事で、私ども、のどから手が出るほどいただきたい物件ではございましたけれども、やはり、金額の差が大きいということで、これは経営的な判断で取りにいかないという判断をいたしました。それから、入札が終わってから、町から言われまして、見積書を出してくれよということで、見積書を出させていただきました。おそらく、うちと大徳さんだったと思いますけど、その見積書の、本来なら大項目、中項目、小項目とありまして、その小項目まで出したれと、私も指示をしておったのですが、町へ持って行ったときに中項目までしか出さなんだよということで、おそらく今止まっているかと思いますが、その小項目には、数量、掛ける単価、イコール金額というような格好の明細が出ておりますので、本来なら小項目まで出して、役所のとつき合わせていただきたかったかなという部分も感じたわけですが、果たして、その見積書を出した、出したのはええけども、何の回答もなく、すぐさま、もう三重県のAランクに2回目の公告を出してしまった。それなら、それは一体どうなったんだろうかというところで、一つ私どものほうもお聞きしたいということを思いましたけど。そういうところでございます。

紀北町建設業協会 代表取締役の方から答弁がございまして、皆同じように経費率が低いねというようなお話は出ております。最低制限価格の計算方法をもう少し考慮していただけないか。業者も今大変な時でございますので、考慮いただけたらなというふうをお願いをしたいと思っておりますということでございました。

次に質疑といたしまして、今の紀北町の見積もりの期間で大体十二分な見積もりができるのか。各会社で見積もりの期間そのものが妥当な期間なのか。少ないか多いか、大丈夫なのか、そのへんだけちょっとお聞きします。

大徳建設さんのほうからの答弁では、今回のような大きな物件が重なるとちょっと厳しいか

なというのが正直な話。今回は厳しかったなと僕は正直思いました。以前からは改善していただいたと思っているんですよ、でも重なった時には、どうしてももう少しほしいかなと思っております。

株式会社塩谷組さんからは答弁として、端的に言いまして、非常に短い、期間が短かったかなというふうに考えております。それとあと質問の締め切り期間、これも非常に短い。設計書を紐解いて、図面を見て、現地も見てからクエッションを町へ出すわけですけど、その期間も非常に短かったというふうに感じております。

東建興業株式会社 取締役さんのほうからは答弁として、同じく少し短いと思います。あと5日くらいあったらいいと思います。規模の大小によって違いますけど、大体そういうところでございますということでした。

次に、質疑といたしまして、2日で1億の金額がまともな見積もりもさせんと入札せえって、そういうもの言う自身も、これはおかしい。町側もこれはおかしいと思う。業者の方も中の肝心なところを見やんと、見積もりして、応札するというのも、これはまたおかしい話、はっきり言って。双方傷み分けということで、再入札ということは考えられる面が出てくるんじゃないかと私は思う。また特記仕様書や諸経費の見直しは、町長から考えてやるということは、答弁もらっているんだけど、肝心なことは、設計業者と設計者との意見の交換ということが一番大事な問題やないかと思う。協会の代表の方が行って、町の執行部と意見交換の場を設けて、お互いが素直な気持ちで意見を出し合って、これからしていくというふうにしていかな、こんなふうな問題ばかり起こっていたら、業者の方はますます苦しくなってしまう。業者も多すぎるし、業者の方もそういうふうな面を考えてもらって、努力していくことを私としては望みますということで、これには答弁はいりませんという話でした。

次に、質疑といたしまして、大体お聞きした点は、経費率の問題、条件と設計図書、そして単価、これは大手企業、大量にそれ専門に事業をやっておるところと同じような、また工事発注率の多いところ、都心部、三重県でいえば、津であったり松阪であったりしようかと思えますけれども、そのへんの生コンであったり、あるいは資材機材と同じような積算でよいのかどうか。地域性があったらよいと思うがという質疑に対しまして、東建興業さんの答弁としては、ちょっと先ほどから経費の問題が出ていますけれども、ちょうど建設業協会と、紀北町の町長さん、課長さんとの懇談会の中でお話を願ったんですけれども、検討してみるけれども、どうも来年度には載せるような方向で考えたいというような意向で聞いたという話でした。

それと質疑といたしまして、他所の特記仕様書もちょっと取り寄せてみたんですが、このような厳しい文言じゃないんですよ、今ちょっと手持ちでもってないんですけど、いわゆる設計図書に明記なき事項であっても技術上、納まり上、問題点が生じた場合には、当然、業者と町側と協議のうえ判断すると、概ねそのように書かれておるわけです。いわゆる、町の担当といっても、現場に携わって常におるわけでもないものですから、当然、携わっている業者の方と協議したうえでそこを判断していく。私は、他の市町村の特記仕様書を見た段階でそう判断したんですが、どうでしょうか。もし、仮に今回2社のAランクの業者さんが入っておられますけれども、代表でおっしゃられたように、特記仕様書の文言等が変わっただけでも非常に入札に参加しやすい。積算しやすい。当然、現場説明ももっと細かくしてもらわなければならないのですけれども、特に今すぐいわゆる積算の、国土交通省のように手直しするというのは、町も立場上、今すぐというわけにはいかんかもしれません。これは努力してみますけれども、もしいかないとするならば、特記仕様書の文言等の修正、これは可能だと思います。当然、現場説明も具体的にしたうえで、もう一度参加していただけないでしょうかと、ちょっとこの点をお尋ねいたしますということであります。

建設業協会のほうから答弁として、今の部分を軽微な変更というような形でお認めをいただけるのであれば、考え方が違ってくると思いますので、値段が下げれたりする部分があるかと思しますので、是非とも、そのへんのことをご配慮いただきたいという答弁でございました。

質疑といたしまして、設計業務に関する基本的な考え方、受注者に損失を招かないよう文言が入っているわけですね。それで、先ほどらいの皆さんのご意見を聞いておりますと、見積もりしたところ、6,000万円くらいの誤差が出て、これは私らも素人で分からないのですが、こんなに差が出てくるといことは、私らは理解できないのです。そこまでして請ける必要はもろんないと思いますし、それと経費率の問題ですが、12%から15%に上げたということですね。しかし、紀北町は近隣他市町と比較して、まだ低いということで、交渉しているが、なかなか上げてくれないというふうなことを聞きますと、私はやはり基本的には、町内の工事は町内の業者でというのは基本であると思うんです。経費率の問題は、いろいろ町と交渉しておられるということを知りましたので、協会としても今後継続して訴えていかれたらいいと思いますという意見がありました。

参考人に対する質疑を終了して、参考人に退席をしていただいて、そのあと財政課長、建設課長及び関係職員に対し、説明を求め、質疑が行われました。

できたら2日前の全協と重ならないように、業者の、参考人の意見を、わからないところを集中的にといいますか、中心に質疑をしてくださいという要望をいたしまして、質疑に入っていました。

それでは建設課長、財政課長及び関係職員に説明を求め、質疑が行われ、全協とダブらないようにとお願いした中での、参考人がせっかく来ていただいておりますので、その意見を、わからないところを中心に質疑をしてくださいということで始めまして、質疑として、特記仕様書の件で聞きたいんですけど、いつ頃からこれは、紀伊長島町はなかったか、海山のいつ頃からこれはしているかお聞きしますという件につきましては、建設課長のほうから工事ごとに特記書はございますので、どの工事についても、そういうものがございます。旧町の時代からということで、平成14年から旧海山町においては、この特記仕様書を使用しているということでございますということでございます。

質疑といたしまして、業者、協会から経費を即上げてくれと切実に訴えていました、その低いのを参考にしたというのは答弁にならないと思う。それでいけると思って、やっているかもしれないけど、実際はいけていない。経費の問題でも改善する気があるのか、ないのか、妥当と思っているのか、明確にご答弁お願いしますという質疑でございます。答弁として建設課長のほうから協会のほうからも意見交換会という場が設けられまして、その場でも今の件につきましては、協会からもいろいろ要望もございまして、その席には町長も我々も同席いたしました。そういうことを踏まえて、この前の全協で、町長は今後見直しの方向で検討するという答弁をされましたので、当然、我々も町長の指示に従ってですね、その方向で検討すべきものだと考えております。以上ですということでした。

質疑といたしまして、設計する側としてはいけるだろうと思った。さて見積もりする側としては不可解な部分のある部分をとおして、憶測で数量を増減したりせんならん。そこで金額の相違というものが出てくる。数量の増減によって、正確な数字で適正な入札は行われないうのは、明らかに出発地点でわかっておることだと思う。その話しを聞いただけで、今回の入札に関してもこれはお互いのペナルティとして、再度ゼロからのスタートで正確な数字でもって応札をさせなならんと。これは私の判断であるけれど、そのことに対しての答えをいただきたい。課長の方から答弁として、この前の全協でもいろいろご指摘をいただきました。結果的には、これは質問への回答はこういう形で回答しておりますけれども、反省といたしまして、こういう点で配慮がなかったのではないかと、時間調整等をして、授業が終わってから、また

授業のない休日にでも十分立ち入りはできたと思いますので、そのへんについては反省いたしておりますという答弁でございました。

質疑といたしまして、建設物価というのは、当町の周辺の物価の商品の金額は、それではじくにしても、建設物価というのは、わりかし、東海地方やあっちの方面のデータが基で建設物価というのは出てくるような気がする。それについて課長の答弁といたしましては、土木工事につきましては、県が出している積算に関しては、歩がかりとか、設計単価とか、そういうものを採用してございます。ただ、建築に関しましては、そういうような国、県から出ておりますものがございせんので、積算の根拠となるものがございせんので、先ほど説明いたしました建築のコスト情報とか物価の単価が載っております積算資料というものを採用しているのが実態でございましてという答弁でございました。

質疑といたしまして、協会の人たちとお互いの意見の交換会をしていく気があるのかという問いに対しまして、建設課長のほうから答弁として、意見交換会というのは、私は建設課長になって4年目ですけれども、この前初めてでございまして。それはこちらから申し入れたものではなく、協会からの申し入れがありまして、財政課のほうで受けたようでございますけれども、今後、これは私の考えではありますけれども、町のほうから積極的ということではなく、双方、協会からの申し入れがあれば、町もそれを拒否するのではなく、そういう場は設けていくべきだと個人的な意見を述べておられましたが、個人的なといいますか、そのような答弁でありました。

質疑といたしまして、特記仕様書を書き換えることは可能ではないか、協議のうえで検討するでも良いのではないかとこの質疑に対して、課長のほうから入札公告しております引本小学校の耐震工事につきましては、これはもう公表でございまして、これを現時点で変えるということは、少し困難かと思っております。何らかの状況変化がなければ、これを変えることはできないと思っておりますという答弁が出ております。

質疑といたしまして、特記仕様書を作った人であればこそ、修正なりしやすいと思うがどうかという問いに対しまして、課長補佐のほうからこの特記仕様書の2番に関しては、次回の工事からは変更する気ですという答弁がございました。

ここで質疑を終了いたしまして、委員会で出た意見をまとめますと最後になりますが、

1. 設計基準を国土交通省のフローに見直しを検討すること
2. 特記仕様書（特に第2項）の見直しを検討すること

特に軽微な変更のみとすることと業者と協議して決定すること

3. 経費率については、三重県または近隣市町の実態を調査し、見直しを検討すること
4. 建設物価については地域の実情を考慮すること
5. 入札参加業者が十分積算できるよう入札（質問）の期間を検討すること
6. 入札にあたっては現場説明を行うこと

ということで主な意見をまとめました。

以上で本委員会が実施しました事務調査の報告を終わります。端折った部分もありますけど、これが業者の参考人としての意見を主に審査した内容でございました。以上で終わります。

北村博司議長

以上で産業建設常任委員長からの所管事務調査についての報告を終わります。

これからただいまの委員長の報告に対する質疑を行いたいと思いますが、あくまでも、ただいまの委員長報告の範囲内の質疑となります。本題にあがっております議案第44号に関する質疑は差し控えていただくようお願い申し上げます。

それでは産業建設常任委員長からの報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございますか。

（ 発 言 す る 者 な し ）

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

これで公共建築施設の調査設計及び監督に関する所管事務調査について、委員会の報告を求める件は終了いたします。

北村博司議長

理事者からの提案説明に入っていないのですが、ここで10分間休憩いたします。

10時35分まで休憩します。

（午前 10時 21分）

北村博司議長

それでは休憩前に引き続いて会議を開きます。

（午前 10時 35分）

日程第4～日程第5

北村博司議長

動議がございましたので、中断いたしましたけれども、日程第4 議案第43号と日程第5 議案第44号の2件につきましては、提案者から提案理由の説明、並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって議案2件につきましては、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんおはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは、早速ですが、本日、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第43号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。平成20年8月17日午後0時50分頃、紀伊長島総合支所福祉環境室の職員が業務を終え、公用車の軽トラックで総合支所に戻るため南進中、紀伊長島体育館前の国道42号において、対向車線にはみ出し、北進中の相手方のバイクに衝突し、車両を損傷させ、負傷を負わせてしまいました。

車両部分につきましては、損害賠償額35万2,550円として示談が成立し、一昨年(平成19年)の12月定例会で専決処分(示談)の報告をさせていただきましたが、この度、対人部分につきましては、損害賠償額を345万4,998円と決定すると和解をいたしたく、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号 紀北町立引本小学校耐震補強工事請負契約の締結についてであります。紀北町学校施設耐震整備計画に基づき、1日でも早く子どもたちの安全確保と学校環境の整備を行うため、平成22年8月5日に入札執行いたしました紀北町立引本小学校耐震補強工事につきまして

は、予定価格が5,000万円以上でありましたので、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取り扱い又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約方法につきましては、一般競争入札で実施し、契約の金額は1億2,810万円、契約の相手は三重県伊勢市河崎1丁目11番4号 株式会社 伊藤工務店 代表取締役 中村 哲也であります。

以上2件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせますので、何卒慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

北村博司議長

続いて2件の議案についての内容説明を求めます。

まず、議案第43号についての内容説明を求めます。

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

それでは1ページをお願いします。

議案第43号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり自動車事故による損害賠償の額を決定し、和解する。

記

1 損害賠償の義務の発生原因となる事実

平成20年8月17日午後0時50分頃、紀伊長島体育館付近の国道42号において、紀伊長島総合支所職員が運転する公用車が対向車線にはみ出し、北進中の相手方車両（中型バイク）に衝突し、車両を損傷させ、相手方に負傷を負わせたもの。

2 損害賠償の額

3,454,998円

3 損害賠償の相手方

愛知県大府市森岡町四丁目196番地

中川 誠市

4 和解の内容

町と中川誠市は、今後、本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切の

異議申立て、請求を行わない。なお、これに起因する後遺障害が発症した際は、医師の診断に基づき別途協議する。

平成22年8月11日提出

紀北町長 尾 上 壽 一

提案理由

平成20年8月17日紀伊長島区地内の国道42号において発生した紀伊長島総合支所職員（福祉環境室）に係る自動車による公務上の事故に関して、損害賠償の額を決定し和解するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決が必要であるため。

中川誠市氏におかれましては、平成20年8月17日の事故直後は尾鷲総合病院に入院いたしましたが、翌8月18日に尾鷲総合病院から自宅に近い刈谷豊田総合病院に転院し、当病院で治療をしておりましたが、8月31日に退院をいたしました。退院後は週2回程度の通院とリハビリをしながら自宅療養し、平成20年12月17日には職場復帰をしていただきましたが、通院とリハビリはそのまま継続をしておりました。平成20年8月19日に手術で右足下腿部に固定金属板を入れておりましたので、平成22年3月12日に固定金属板の撤去手術を行いました、平成22年3月30日に治療が終了したため、7月29日に示談書を取り交わし、和解の確認をしたものでございます。損害賠償の額といたしましては345万4,998円でございます。その内訳でございますが、治療費130万4,390円、休業補償153万7,248円、慰謝料51万6,000円、その他9万7,360円で合計345万4,998円でございます。すべて保険による支出でございます。以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

北村博司議長

次に議案第44号についての内容説明を求めます。

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

議案第44号 紀北町立引本小学校耐震補強工事請負契約の締結についての内容説明をさせていただきます。議案書の3ページをご覧ください。

議案第44号

紀北町立引本小学校耐震補強工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 紀北町立引本小学校耐震補強工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 128, 100, 000円
- 4 契約の相手方 三重県伊勢市河崎1丁目11番4号
株式会社 伊藤工務店
代表取締役 中村 哲也

平成22年8月11日提出

紀北町長 尾 上 壽 一

提案説明

学校施設は、子どもたちにとって1日の大半を過ごす「学習・生活の場」であり、紀北町学校施設耐震整備計画に基づき、1日でも早く子どもたちの安全確保・学習環境の整備を行うため、平成22年度8月5日に入札執行した紀北町立引本小学校耐震補強工事請負契約を締結するにあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるため。

この引本小学校耐震工事につきましては、紀北町学校施設耐震整備計画に基づき実施するものであり、引本小学校の耐震補強工事が完成しますと、紀北中学校を除いて、町内すべての学校施設の耐震化が完了することになります。本事業につきましては、平成21年度中に耐震補強計画、実施設計業務を完了しており、平成22年度、本年度に耐震補強工事を実施するものです。予算につきましては、平成22年3月議会定例会におきまして、平成22年度一般会計予算で議決いただいております。財源につきましては国の安全安心な学校づくり交付金事業にて取り組むことにより補助対象経費の3分の2を充当いたします。残りの経費につきましては、合併特例債を充当し、事業を実施するものでございます。この工事につきましては、平成22年8月5日午前10時30分から入札を執行いたしました。その結果、1億2,810万円で株式会社 伊藤工務店が落札いたしました。工事の設計金額、予定価格は1億2,826万3,800円でありましたので、落札率は99.87%でございました。参加資格業者は、参加資格者要件を町内業者から町内を含む、県内に本店を置き、平成22年度三重県建設工事発注標準で定める建築工事Aランクに格付けされている建設業者で、直近の経営事項審査の総合評定値が800点以上の業者を対象に、1社で入札執行いたしました。平成22年8月5日に仮契約を締結しており、本議会でお認めいただければ、議決を

得た後に本契約とする所存でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは次に資料1をお願いいたします。

紀北町立引本小学校耐震補強工事の工事費につきましては、請負金額が1億2,810万円で、このうち工事価格につきましては、1億2,200万円、消費税は610万円でございます。続きまして、工事概要につきましてご説明申し上げます。引本小学校につきましては、本館の耐震補強工事、新館の耐震補強工事を予定しております。本館、新館とも構造は木造2階建てでございます。本館につきましては、昭和13年建築、新館につきましては、昭和28年建築でそれぞれ71年、56年経過している建物でございます。

今回の耐震補強工事では、基本的に基礎、柱等の構造部分の補強を行うものであり、補強するために外壁材等の外装、内部の壁、床、天井等の内装材を撤去し、構造部分を直接補強いたします。補強工事は授業の実施期間中に行われますので、先に新館校舎から耐震補強工事を行い、新館校舎を授業に利用できる状態にしてから本館校舎の耐震補強工事に移ります。工事期間中は本館、新館ともどちらかの校舎が利用できないため、児童には不便の中で授業を行わなければなりません。工事中の安全は申し上げるまでもなく、万全の注意を払って工事を進める予定でございます。

それでは続きまして、資料1の表に基づき、具体的な工事内容についてご説明申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、引本小学校耐震補強につきましては、本館耐震補強工事、新館耐震補強工事に分かれております。基本的には本館、新館とも同様の構造になっておりまして、補強の方法につきましても同様の補強方法を予定しております。

まず本館耐震補強工事からご説明いたします。本館校舎の面積は1070.7㎡であり、この面積が耐震補強にかかる1階、2階の面積でございます。1番上の項目の仮設工事でございますが、この工事概要につきましては、工事を行うために必要な仮設の足場、また片付け、清掃、養生シート等の費用を計上しているものであります。主なものとして、外部の足場1047.5㎡、内部足場1070.7㎡を予定しております。次の既設解体工事でございますが、先ほど申し上げましたように、主に構造部分の補強工事を行うために、内部、外部の仕上材等を撤去するものでございます。主なものとして、外壁材の撤去、内部床材の撤去、内部壁、天井の撤去等がございます。内部の床材等につきましては撤去後、これを再利用する予定でございます。また、理科準備教室51.3㎡等につきましては老朽化が著しいため、今回これを合わせて解体、撤去するものでございます。次に、屋根・樋工事でございます。今回の工事では、直接屋根の

工事は予定しておりませんが、樋につきましては、軒樋141.2m、縦樋160mの改修を予定しております。次に、耐震補強木工事の基礎部分でございます。現在既設のコンクリート基礎がございますが、強度が不足しており、危険であるとの耐震診断等の結果からこれを補強するものがございます。補強方法といたしましては、既設の基礎の内側に厚さ18cm、高さ80cmのコンクリートを既設基礎と一体化させ、補強するものがございます。補強箇所につきましては、改修の基礎部分の125.6mを予定しております。次に、耐震補強木工事の木軸部分でございます。この工事につきましては、今回の耐震補強工事の最も重要な部分でございます。引本小学校の構造は木造でございます。今回の工事につきましても、木造の建物の耐震性を高めるため、柱、土台、けた等の接合部分の補強、筋交いの補強、耐力壁の設置を行うものがございます。具体的な内容といたしましては、筋交い金物補強874箇所、柱補強486箇所がございます。次に、仕上げ復旧工事でございます。この工事につきましては、先ほどの耐震補強工事を行うため、撤去した外壁、内部壁、床等の仕上げ等を復旧するものがございます。主なものといたしましては、外壁の外壁材の厚さ15mmの桧板張り383㎡、内部の厚さ15mmの桧の床材808.6㎡を予定しております。またそのほか壁、天井等の復旧を予定しております。次に建具工事でございます。この工事につきましては、窓とアルミサッシ等の建具を設置するものがございます。主なものといたしましては、アルミ引き違い窓65箇所を予定しています。また既設の引き戸等の調整等を予定しております。次に塗装工事でございます。この工事につきましては、仕上げ復旧工事により、復旧した仕上げ材と合わせて塗装するものがございます。主なものといたしまして外部の桧板張りの部分の保護塗装570.0㎡、内部の木部に対する保護塗装等がございます。次に雑工事でございます。この工事につきましては、今までに申し上げました工事以外のものについて計上させていただいております。主なものといたしましては、調理実験用流し台4組など設置を予定しております。次に、電気設備工事でございます。この工事につきましては、耐震補強工事を行うために撤去いたしました電気器具、配線等を復旧するものがございます。主なものといたしましては、照明器具87組設置等するものがございます。そのほか空調機器等の復旧を予定しております。次に、機械設備工事でございます。この工事につきましては、電気設備工事と同様に耐震補強工事を行うために撤去した給排水設備等の復旧を行うものがございます。また合併処理浄化槽につきましては、現在本館の便所は汲み取り式となっております。今回の工事に合わせて水洗化を図るため、浄化槽を設置するものがございます。本館耐震補強工事につきましては、以上の工事を予定しております。

続きまして、新館耐震補強工事でございます。新館校舎の面積は956.4㎡であり、この面積が耐震補強に係る1階、2階の面積でございます。新館校舎につきましても、構造的に本館校舎とほとんど同じであり、内部、外部の仕上げ材等につきましても同様なものであります。まず、仮設工事であります。1番上の項目の仮設工事でございますが、この工事につきましても、本館工事同様、工事を行うために必要な仮設の足場、また片付け、清掃、養生シート等の費用を計上しているものであります。主なものといたしまして、外部足場774㎡、内部足場956.4㎡等を予定しております。次に、既設解体工事でございます。この工事につきましても、本館工事同様、主に構造部分の補強工事を行うために、内部、外部の仕上げ材等を撤去するものでございます。主なものといたしましては、外壁材の撤去、内部床材の撤去、内部壁、天井の撤去等がございます。内部の床材等につきましては、本館工事同様、撤去後これを再利用する予定でございます。新館工事につきましては、解体撤去する建物はございません。次に、屋根・樋の工事でございます。今回の工事では直接屋根の工事は予定しておりませんが、樋につきましても、本館工事同様、軒樋100m、縦樋94mの改修を予定しております。次に、耐震補強木工事の基礎部分でございます。補強方法といたしましては、本館工事同様、既設の基礎の内側に厚さ18cm、高さ80cmのコンクリート既設基礎と一体化させ、補強するものでございます。補強箇所につきましては、外周の基礎部分の115.57mを予定しております。次に、耐震補強木工事木軸部分でございます。この工事につきましても、本館工事同様、補強工事を行います。具体的な内容としていたしましては、筋交い金物補強440箇所、柱補強492箇所でございます。次に、仕上げ復旧工事でございます。この工事につきましても、本館工事同様、先ほどの耐震補強工事を行うため、撤去いたしました外壁、内部壁、床等の仕上げ等を復旧するものでございます。主なものといたしましては、本館工事同様、外部の外壁材の厚さ15mmの桧板張り484.8㎡、内部の厚さ15mmの桧の床板852.2㎡を予定しております。またそのほか壁、天井等の復旧を予定しております。次に、建具工事でございます。この工事につきましては、窓とアルミサッシとの建具を設置するものでございます。主なものといたしまして本館工事同様、アルミ引違い窓1箇所、既設の引き戸等の調整を予定しております。次に、塗装工事でございます。この工事につきましても、本館工事同様、仕上げ復旧工事により復旧した仕上げ材とあわせて塗装するものでございます。主なものといたしましては、外部の桧板張り部分の保護塗装554.1㎡、内部の木部に対しての保護塗装等がございます。次に、雑工事でございます。この工事につきましても、本館工事同様、今までに申し上げました工事以外の費用について計上させていただきます。主なものと

いたしましては、可動式黒板10箇所等、機器の設置を予定しております。次に、電気設備工事でございます。この工事につきましても、本館工事同様、耐震補強工事を行うために撤去いたしました電気器具、配線等を復旧するものでございます。主なものといたしましては、照明器具123組等設置するものでございます。そのほか空調機器等の復旧を予定しております。次に、機械設備工事でございます。この工事につきましても、本館工事同様、電気設備工事と同様に、耐震補強工事を行うために撤去いたしました給排水設備等の復旧を行うものでございます。新館耐震補強工事につきましては、以上の工事を予定しております。

工期につきましては、着工は議会の議決の日から、完成予定は平成23年2月28日を予定しております。

それでは次の資料2をご覧ください。引本小学校耐震補強工事の施設配置図でございます。引本小学校の配置といたしましては、グラウンド西側に本館校舎、屋内運動場を挟んで東側に新館校舎等が配置されております。その中で赤く着色してあります本館校舎と新館校舎の耐震補強工事を行うものでございます。まず、工事の順序といたしまして、新館校舎の耐震補強工事に着手いたします。10月頃までに新館校舎の外壁等の撤去を行った後、構造部分の補強工事を行い、外壁、内部の復旧工事を行い、工事を完成させる予定でございます。新館校舎が完成いたしましたら、児童たちが移動いたしまして、本館校舎の補強を11月から翌年の2月に完成させる予定でございます。

それでは、次のページの資料3をご覧ください。本館校舎の1階、2階の平面図でございます。図面下段が1階平面図で、上段が2階平面図でございます。基礎部分の補強につきましては、1階平面図の玄関部分を除く、外周部分を補強コンクリートにより補強いたします。柱、筋交い等の補強につきましては、本館校舎の1階、2階とも全外壁、内部の壁等撤去し、補強を行います。なお、校長室の壁、床、天井等につきましては、工法的に撤去せず補強が可能でありましたので、仕上げ材を撤去せずに工事を進めてまいります。腐朽の激しい土台とか、柱、根太は現状の同じ寸法で同じ材質に取り替える予定でございます。軸組みの土台、柱、筋交い等の骨組み補強後に床、壁、天井の復旧工事を行います。

それでは、次の資料4をご覧ください。新館校舎の1階、2階の平面図でございます。図面下段が1階平面図で、上段が2階平面図でございます。基礎部分の補強につきましては、1階平面図の玄関部分を除く、外周部分を補強コンクリートにより補強いたします。柱、筋交い等の補強につきましては、新館校舎の1階、2階とも全外壁、内部の壁等撤去し、補強を行います。腐朽の

激しい土台とか、柱、根太につきましては、現状の同じ寸法で同じ材質に取り替えます。軸組みの土台、柱、筋交い等の骨組み補強後に床、壁、天井の復旧工事を行います。

それでは、次に資料5をお願いします。この資料につきましては、基礎補強の詳細、追加筋交いの詳細図でございます。本館、新館の基礎部分の補強、筋交いの補強の方法を示させていただいたものでございます。この筋交いにいたしましても、柱、土台等との接合部に金物により補強を行うものであり、この筋交いを設置することにより、耐震化を図るものであります。また、図面下のほうに詳細がありますが、基礎部分の詳細でありまして、これには厚さ18cmのコンクリートを既設基礎と一体化させ、補強するものでございます。以上で引本小学校耐震補強工事請負契約締結についての内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。

すみません。参考資料といたしまして、お手元ほうへ引本小学校耐震補強工事の工事費の金額を入れたものを提示させてもらっております。また工事設計書につきましても提出させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

北村博司議長

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これから各議案に対する審議を行います。

日程第4 議案第43号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

質疑を許します。

松永議員。

17番 松永征也議員

職員の交通事故は、あまりにも多いんでないかと思っておりますので、お聞きをいたします。町の職員といえば、町民に対して交通事故防止を呼び掛けしましたり、また指導を行っている立場にあつて、役場といえば、行政庁であるわけであります。今回のこの事故は、相手の方が負傷されておつて、入院もされていたわけなんで、重大な事故と受け止めております。原因は、職員が重大な注意を怠ったというところにあると思っております。相手の方には大変ご迷惑を掛けてしまったことになると思うんですが、この職員に対する刑事処分はどうであったのか、具体的にお聞きします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

松永議員のご質疑ですが、職員の事故が多いというのは、確かに私も感じているところがございます。それと、こういった重大な事故が起こらないように取り組んでいくのが私たちだと思います。もちろん町民の方にも啓発しているものですから、率先してその姿勢を見せなくてはいけないと思っております。そういった意味でも、本人も示談の時、終了の時に呼びまして、厳重に注意もさせていただきました。それとともに、町職員の皆さんにも十分注意するようということでお話しております。また刑事処分等につきましては、担当課長よりお答えいただきます。

北村博司議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

職員の処分につきましては、平成21年1月13日に懲戒処分ということで公表させていただきました。処分内容といたしましては、2カ月間の給料減額10分の1でございます。処分につきましては、平成21年の1月と2月に行いました。以上でございます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

刑事処分につきましては、尾鷲簡易裁判所が略式命令で罰金50万円ということで行っております。平成20年12月3日でございます。それと運転免許取消処分でございます。運転免許取消処分につきましては、平成20年11月7日となっております。

北村博司議長

松永議員。

17番 松永征也議員

説明の中にはなかったのでお聞きをいたしますが、本町には職員事故事務取扱規定が制定されております。この中には、第5条に事故発生報告を受けた場合は、町長は事故審査会を設置することとなっておりますが、この事故審査会の経過等をお聞きをいたしたいと思っております。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

総務課長より答弁いたさせます。

北村博司議長

総務課長。

中場幹総務課長

議員のご質問にお答えをさせていただきます。先ほどの懲戒処分の関係でございますが、平成20年12月22日に懲戒の申立書が提出されました。その後、当時の奥山町長から懲戒審査委員会に懲戒審査の要求書の提出がございました。それが20年12月22日でございます。その後、平成21年1月9日に懲戒審査委員会を開催をいたしております。21年1月5日に懲戒の審査委員長から当時の副町長でございますが、当時の奥山町長に懲戒報告が出されております。その内容でございますが、平成21年1月13日に懲戒処分ということで、2カ月の給料10分の1を減給するというところでございました。それを受けまして、平成21年1月13日に懲戒処分の公表ということで決まっておりますので、新聞関係6社及び町のホームページで公表させていただいております。以上でございます。

北村博司議長

よろしいですか。他にどうぞ。

東篤布議員。

1番 東篤布議員

町長にお尋ねします。これ和解となっているが、一時和解であって、本和解じゃないんじゃないですか。4番を見てみると、今回の件に関しては、双方とも裁判しませんよと書いてあるが、これは今回345万円貰ったらこの件には何も言わへん。そやけど今後、後遺症が発生した時には医師の診断に基づきするということは、これは、示談書じゃない。私らの一般でいう示談書じゃないということは、これは本和解じゃない。今後に課題を残した和解、いわゆる一時和解と判断してよろしいんですかという点が1点。もう1点は、1番にあります損害賠償義務の発生原因とありますけれども、前者議員がおっしゃいましたように、事故の損害賠償がなぜ起こったかという発生原因は、よくわかっておりますけれども、なぜ事故が起こったか調査がなされたかという質問が出ていましたけれども、私も思うには、なぜこのような事故が起こったのか、発生原因そのものが問題でなかろうかと思うわけです。わき見しておったのか、普段からぼうっとしていたのか、健康上問題はなかったのか等、その2点をお尋ねします。和解でないんじゃないですか。健康管理上も、上司としての責任がどうであったのか、2点お尋ねします。まあ前町

長の時の時代なので、資料を見ないとわからないと思いますけれども、今後にそういった課題が残らないかということでお尋ねしておきます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

示談書としては、そのように書いておりますが、示談書の中で上記のとおり示談が成立しましたので、今後本件に関しましては、双方とも裁判上または裁判外において、一切異議の申立て請求を行わないことを誓約していますと、一応こういう示談書をいただいておりますが、先ほど言ったように、もし後遺症が出た場合という文言も、示談内容については付いているのも事実ですが、これで一応示談は成立したということで、保険会社等ともお話はできております。それと、2番目の発生原因につきましては、少し担当課のほうからお話をさせていただきます。

北村博司議長

環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

発生原因でございますが、8月29日の議員説明会のときに報告をさせていただきました。今資料がないんですが、当時猛暑で大変暑い状況であったと思い返します。そのときに、蜂の巣の駆除の依頼がございまして、依頼された方に防具を運んでおりました。そして、自分も蜂の巣をとるためにいっしょになって、防具を着て暑い中作業をして、それが終わって帰ってくる途中だったと思います。その時に、長島の体育館の前で信号待ちをしておったんですが、発進した時に、暑さのため、頭がぼうっとしたということで、その当時そう聞いておったと今思い返します。

北村博司議長

東篤布議員。

1番 東篤布議員

町長、示談書の中身ですが、今後示談される時には、良く中身を吟味されて和解されたほうがよからうと思います。というのは、私も運送の事業をやっているものですから、過去に何度も事故の経験がありますけれども、その示談内容の中身によって、非常に後長引いて、会社はもちろん個人が非常に苦勞することがあるわけですし、この件に関しては、一切今後とか、明確に謳っておく必要があると思います。示談書につきましては、今後気を付けていただきたい

ですね。そのように担当課長も気を付けていただきたい。それで、事故の原因ですけれども、蜂の巣云々とありましたけど、私はお願いしておきたいのは、これだけの公用車を抱えておりますと、事故も多々あるかと思えます。決して職員の皆さんも知って起こすわけではない、それはよくわかっておりますけど、私個人としても会社側としてもよく気を付けておるのは、本人の健康管理なんですね。本人が病院に通院しておるかどうか、通院しておるとすればどんな病気で通院しておるか、本人が病気でなくても家族にそういう方がいないのか。家族に病人がおりますと非常に心労等もあるものですから、その点も注意して配車なんかでも非常に気を使っておるんですけども、私は、特に肝臓でインターフェロンを受けておる人であるとか、インシュリンとかを受けておるとか、いろんな薬物によっては運転をひかえなくてはいけない、特に安定剤等の薬をもらっているときもそうですけども、この方についてはそういうことはないと聞いておりますけども、今後そのようなことに気を配って、上役の方は注意してあげてほしい。一人ひとりが無理して仕事をしないようにやっていただきたい。それを強くお願いして終わります。以上です。

答弁はいりません。

北村博司議長

他にどうぞ。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

質疑があとないようですから、以上で質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第43号につきましては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

北村博司議長

次に、日程第5 議案第44号 紀北町立引本小学校耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を許します。

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

町長に2、3点お尋ねします。今回、引本小の競争入札の結果なんですけど、これ町長は正当な入札とお考えなのか。今後もこのような状況の時にはこのような方法をとるのか。といいますのは、今回県下21社が参加資格があると聞いていまして、入札までに2社が応募し、入札の前日に1社辞退したということで、競争入札ということは、相手があつてこそ競争入札で、1社では競争ができませんと思いますので、本来なら1社の時点で中止するか、何らかの措置をとるのが、私はこれは競争入札の仕組みの正当性だと思いますが、その点をちょっと聞きたいのと。最高額を1億2,826万3,800円のこの町のあれを示していて、1億2,810万円、16万3,800円の差の差金、本来これへ土木の100万円位の工事でもそれくらいの差金が残るんですね。だから、こういうような1億2,000万のお金を提示して、そのまま町外の業者に受注さすという町長の姿勢を、まず聞きたい。それと、今回の町内業者の辞退に至った、また、再入札の結果の公平性に疑念をもっております。町長もご存知のように、これ町内業者に対しては、設計、図面の仕様書に対する質問の期限が短いすよね。町内業者に6日間、それも土日含めて。そして、再入札の業者に9日間と3日間、向こうのほうに優遇しとるんですね。また、公告日から工事入札までの期限の短い、これも町内業者に15日間、これも土日含んでおりますので、実際11日間、それから再入札業者に22日間、実際15日間です。だいたい国県では、聞くところによると40日か、50日間位の日にちがあると聞いていますけども、この町内業者に短くした理由、また意図的にしたのか、と申しますのは、やはり町内業者が辞退して、すぐさま、議会にも相談なく、議長には事後報告したという経過が示されていますが、それが本当なのか、その真意はどうか。それともう一つ、今日議会に仕様書を示されました。19日の議案を配付で、その当日なかって、私は

議会事務局を通して町長にしたら、町長は拒否しましたね。前回7月22日の時点で、私は、次回から仕様書に金額を入れたものを提出するようと言ったら、町長はそれを拒否しなかったですね。今回拒否した理由。それで、今日この時点でここに出して町長わかりますか、数字が。今休憩してどっかと比較するのに休憩の時間ありますか。そのような資料の、議案の資料の提出が遅れるというか、隠すというか、少し改善性がない。その理由を正確にご答弁願います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、1点目の正当な入札かということなんですが、これ1社入札のことをおっしゃっているんだと思いますがよろしいですか。まず1社入札ということですが、これはあくまでも県内Aランク800点以上のところで、21社ということで枠を広げて入札をさせていただきました。そういう中で1社ということになったんですが、この1社ということになった時点で、私どもも協議いたしまして、第一法規やいろいろなところで、県の事例とか、そういうものを調べさせていただきました。そういった中で、1社であっても一般競争入札というのは、告示をした時に競争性が担保されているということで、1社入札でも入札を行うと決定をさせていただきました。それと、差金につきましては、町内業者2社がたいへん厳しい金額だということで、業者見積もりと合わないということでありました。ですから、ここらのぎりぎりの99.87%という数字もやむを得なかったのではないかと考えております。また、町内業者についてということですが、町内業者の時は、できれば夏休みに間に合わせたいということで、こういった日程等にもなってしまいました。私どもとしては、この不調とか、そういったことを考慮に入れておりませんでしたので、そういうことでこうさせていただきましたが、今回いろいろご意見もお聞きしたり、そういった県内に、全域に周知するという事とか、県内の紀北町以外の他の地域からということも考えまして、そういった業者の皆さんのご意見も取り入れて、こういった入札の日程とさせていただきました。それと、資料についての考え方がございますが、資料のこういった明細につきましては、入札をした後に業者の皆様等にも出すということで、その入札が決定した後という考え方がございます。それに基づいて、私どもも今日が議決をいただくということで、今日お出しするのが適切でないかと思ひまして、議員からのご指摘もございましたが、事前に出すのではなく、今日出ささせていただいた次第でございます。以上でございます。

議長に事後報告したのは事実でございます。それにつきましては、少し配慮が足らなかった

かなと思っております。

今後、入札につきましては、もちろん紀北町の中で請けていただければ、一番いいと思っておりますが、今後もこういった基本的な考えの中でやっていきたいと思っております。

北村博司議長

町長、このような考えというのは不正確なので、具体的にお答えください。誤解を招きます。

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、町内業者を優先していきたいということがございます。

(「答弁になっていない」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

また、このように1社になった場合でも、同じような方法でやるのかということをおっしゃってください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは例えば、今回紀北町でこのままあった場合ですね、1社でもA業者の場合、今回3社しかございません。そういった中で、特殊な5件の大きな工事ができるという、それも5,000万以上が4つも出ました。そういったことから、もしこれが紀北町の業者が1社であったとしても、1社入札を行っていたと考えております。

いろいろと勉強もさせていただきました。その中で1社でもその場、その場というんですか、ケースに応じていろいろ考えていきたいと思っておりますが、基本的には1社においても、一般競争入札においてでございますが、行っていく予定でございます。

北村博司議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

今町長の姿勢は、今後もこのような事態になっても、このようにやっていくというように解釈しました。実は、町長、我々予算を議決するのに町外業者を頭において、我々は賛成してな

いんですよ。町長もたびたび町内業者の育成、また雇用の安定と言っていますが、今回の町長の措置は、町内業者が辞退したら町内業者状況も何も聞かず、議会にも聞かんと、すぐさま町外のそれに走って、事後報告を議会の議長にしとるだけで、町長の言う町民の目線というのに全く反してますやないか、そういうことを今後もするかと聞いたら、今するということですね。その点をもう一度、そのようにするならすると。やはり、今回でも町のシステムが駄目なんですよ。

町長、今回でも先ほどの産業建設常任委員会の報告でもあったように、この諸経費が安いんです。ここで紀北町は、4%と15%、尾鷲とか、県が4%と23%、ここで8%違うんですわ。そうすると1億2,000万の仕事なら約1,000万、960万が言葉が悪いけど、頭はねとるわけです。それで、また単価において、少し下げとったら、1,000万から2,000万が当然あたりまえの工事金額なんです、1億4,000万とか。そうすると、先ほど産業建設常任委員会の報告でもあったように、1,000万、2,000万の差額やったらという業者もおりましたので、当然参加できる。そうすると、雇用の問題とかいろんな、我々議会で3月議会でこれに賛成、いろんなことをした、それが報われるけど、1億2,000万の金、他所へいくんですよ。みなこれ紀北町の方法使ったり、雇用を使うんですか、そのような契約しとるんですか。その点も踏まえて、町長お答えください。それと議事を少し軽視してますわ、この問題でも。すぐさま町外の業者に走ると。これは議会の議決も、これは我々にも責任の一旦があるんですよ。それで今回でも、この資料なんか、こんだけの1億2,000万のこれ、いきなり見て妥当な金額だと、町長わかりますか。議員の中でも、執行部の中でもいきなり出されてわかる人がおりますか。やはりこれを前もって調査し、物価本、またいろんなので調査し、あつ妥当、あつそうか、これは安い高いということ判断できて、我々はここで表決せんなんですよ。何にもわからんのを表決して、住民がなんど議員は。我々の税金、何も考えてないかとなりますよ。そやで町民にもやはり議員にも、あまり町長は、言葉と行動とが違うということをあまりしたらいけませんよ。その点もう少ししっかり、私の質問した時点を正確にご答弁ください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、私といたしましても、今回の資料、入札につきましてもたいへん先ほど申し上げましたように、5つという大きな工事が出ておりまして、たいへん厳しい状況だと思っております

が、まずは紀北町ということで、条件、資格を紀北町という条件付でさせていただきました。そういうことから、町内業者にさせていただきたいと、工事を行っていただきたいと思うのは、私も同じでございます。それと、諸経費も問題につきましては、議会のほうからも要請書が届いておりますし、先ほど委員長報告もございましたので、そのところは十分検討して、議会の要請書に基づく検討の仕方を始めているところでございます。

1社入札ということ、これはあきらかに紀北町を前提としたことを考えております。そういったことで、その時その時のケースもございましょうが、紀北町の中で入札して、そのうえで例え1社になったとしても、それは一般競争入札においてでございますが、それは認めていきたいと思っております。町外にすぐ移すという意味ではございませんが、今回たまたまそういう判断に至らざるを得なかったということでございます。

資料については、先ほど申し上げましたように、入札執行してから開示するという形になっておりますので、議員の皆様には申し訳ございませんが、今日がその入札議決ということでございますので、今日ということで提出させていただくと。そのような考えで今日出ささせていただきました。すみません。

北村博司議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

町長、この資料は、できたら議案を配付する時に閲覧できるとか、やはり我々は金額のチェックせんと、1億2,000万は妥当なんか、まったくわからんのに手挙げいとか手下ろせとかは、しにくいわけです。議長も議員を14年余りしているんだから、十分そのへんわかっているんだから、その点もう少し認識変えてください。それと諸経費の問題は検討より、はっきりこの場で、尾鷲、県に合わすとか、それにするとかということも、ここでもう1つ答えてください。それともう1つ特記仕様書の件、これ委員会で出ましたけど、ある係員というか課長じゃないけど、ある方がこしらえた。それで自分と直しますは、次からは今度、私変えますわと言ったけども、やはりこれ課長か町長の決裁を仰ぐとか、やはりあまり、特記仕様書の件でも、かなり入札の参加者が、やはり後々のことがあって、疑義がありますので、その件に関しても、ちょっとここで明快にその3つだけご答弁ください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

資料につきましては、閲覧という形では、議員の皆さんですから結構だと思います。ただ、配付というのは、こういう形をとらしていただきたいと。その点をご理解いただきたいと思います。経費につきましては、議会のほうから要請書をいただいております。国交省基準を基に検討しておりますので、その辺も、まだ明らかに決裁が回っている状態ではございません。ただ検討は、そちらの方向でさせていただいている程度で止めさせていただきたいと思います。また、特記仕様につきましては、今検討しております、もう少しで決裁を回せるかなということですので、このお盆過ぎから出る事業につきましては、特記仕様につきましては、その時点で変えさせていただきたいとそのように思っております。

北村博司議長

よろしいですか。

ほかにどうぞ。

平野倅規議員。

9番 平野倅規議員

今の川端議員の質疑と重複いたすと思うんですけど、町長にお伺いいたしたいんですけど、不調に終わったのが7日で、県公募するという決定が9日にされているわけですが、結局は、8日、1日だけ審議したということ、それに対して、やはり1日で、こういうふうな重大なものが審議し終わることが、私は、あまりにも軽くみとるような感じがしてなんんですけど、その点と、公募した時点において、県のA級ランクの人が21社あるとお聞きしとるんですけど、結果的には1社応募して、その人が競争入札、1社しかないので、その人が落札するのは決まっとる。その21社のうち、1社だけが、なぜ応募してきたのか、他の20社はなぜ応募してこなかったのかという点と、その落札した伊藤工務店、町の業者においてもその学校の位置だとか、校舎の新館、本館の並びを知りながら、積算は町よりも多くなるという事態がおきとる時点で、外から見てはよし、中から見てはいけませんよというような質問の回答であったけれども、その伊藤工務店という人は、ただ仕様書を見て、なにも、現場を見に来たやろけど、中も見ないで、果たして応札したのか。また、町側はその伊藤工務店に中まで見せたのか、それもはっきりせいななん。そうすると不公平さが生じる。町内には外からOK、中からはだめ、他所から来た業者には中を見せん限りはこういうふうな正確な数字、見積もりは出てこうへん。前もつての金額は、県も町も出しとるけども、それに合わせて99%以上の金額を出してきたと思うけど、その点を

しっかりせなならんと思う。特記仕様書に載っているように設計変更はしても、金額は落札金額の中で納めるというふうなことを謳っている一文があるけど、木造やで中開いて、設計変更になった場合、1億2,000万でとった伊藤工務店さんは、果たしてまともな耐震工事をやってくれるのか、検査は誰がするか知らんけど、そういうふうな疑問な点もこれは町長出てくるんですよ。ここにおる人がいったってわからん、建築屋さんといったら当町においては、脇課長補佐しかおらんやろ、それ以外におらへん。話はそれるけど1級建築技師を応募したというけど、採用できたんですか。それもいっしょに回答してください。それによって質問の内容を変えないかんで。以上、よろしく回答お願いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いくつかあったと思いますが、まず、不調に終わって、確かに決断するのに1日という日数でございました。しかし、私どもといたしましては、不調になったということで、本当に真剣に悩みました。そういう中で、いろいろ先ほど申しあげましたような事例とか、いろいろ今回の入札の単価とか、そういったものもすべて経費の問題も十分踏まえた上で、再度県内に広めて、21社ということで応募させていただきました。この点につきましては、今回二度目の入札というのは、このやり方が適切ではないかということでさせていただきましてので、先ほど川端議員にもお話しましたが、議会等に対する配慮が少なかったのも事実だと思っております、申し訳ございません。それと、他の業者が参加しなかったのは、私どもでは少し計り知れない部分がございますので、また、それと単価というんですか、特記仕様とか、そういったものは、最初の1回目の入札の時と内容等はすべていっしょでございます。それと、1級の建築士の募集につきましてはゼロでございました。再度また公募していきたいと思っております。

(「中見せたんか」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

個人的なやり取りは。

尾上町長。

尾上壽一町長

それに対しましては、前回と、紀北町の皆さんと同じことだと聞いております。

北村博司議長

町長、ゼロということは応募者がなかったということですか。

尾上壽一町長

建築の技師の話ですか、はい、なかったということです。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当からお話させます。

北村博司議長

財政課長。

堀秀俊財政課長

その部分につきましては、中を見てするということではありません。一緒の条件で行っております。外から目視ということでこられたかもわかりませんし、そこは確認しておりません。

北村博司議長

よろしいですか。

平野倅規議員。

9番 平野倅規議員

今の町長の答弁ですが、21社あって1社しか応募しなかったということに対して、あんまり淡泊に考えているんじゃないかと思う。それだけ自分とこが見積もりしても、この金額によろ合わさんもんで応札してこなかったというふう到我々はとるが、町長は、来なんだもんで1社でやったと、それは法的にも妥当なんだと、それなら町にそういうふうな応募した場合、1社でもかまんというふうな条例や決まりがあるんですか。まずその点と。いろいろ今まででも困ったことがあると町自身が県に順応して、県がこうしとるでと、こういうふうな例が多い。今回も1社でもかまんということは、自分とこでなかっても、それは県で聞いた話じゃないんですか。自分の判断で執行部でこれは決めた話。もしも町にいろいろな条例とか、1社でもかまんというようなことが明記してあるものがあれば、それを提示してください。なんかあるごと、県に順応する、順応するで今までやってきた。こういうふうな金額の大きい工事じゃなかったも、C級やD級の建築においては1社だけ応募した場合やったら、それではあかんと、もう何社か応募しないとこの入札は執行せんという話も伺っています。大きい工事やで、応募した場合は1社でもかまんのか、小さい町の業者やったらあかんのか、それやったら不公平になってくる。これ予算

さえ通ったらええと。執行部の人らがそれで良いという考え、我々は問う。議会としても、それを当初予算からそれを見て、いろいろ審議して、これは何億であるけども、児童の生命、財産を守るためということで、これをOKしてきた。中身は、町内の設計事務所に見積もりを要請した、また返ってきた。それをまたいじくって、何割引きで今回の金額をはじめに入札をさせると。そんなんやったら初めから町内の設計業者に頼まんと、その脇先生にやってもらったらい。できんのやろ、それは。1人の人間しかおらんやで。今聞いたけど、応募したけど応募者はゼロやと。あたりまえや。来たって脇さんに飼い殺しされるで。ちょっとその点どうですか。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

淡白ではないかとおっしゃったんですが、おそらく町内業者の方も、県内に広げた時も、やはり採算性の問題があったのではないかと分析はいたしております。ただ、その諸事情につきましては、各社各社あると思いますので、その辺までわからないということでお話させていただきました。それとですね、1社入札についての記載はあるかということですが、一般入札要綱というのが紀北町にはございまして、第10条で、入札が中止又は不調となった場合は、一般競争入札の方法により再度入札を実施するものとなっております。そういった条項もございまして。それとか、あと先ほども言いましたように、地方公共団体契約実務の要点、第一法規のものとか、あと、ぎょうせいなんかの解釈の仕方、三重県の1社入札の対応について等のこともいろいろと調べさせていただきました。そして、他の自治体といたしましても、全国知事会公共調達に関する全国事例調査というのがあります。その中で、一般競争入札における1社入札への対応についてということで、47都道府県の対応状況が取りまとめられております。その中におきまして、1社でも有効としている都道府県が31都道府県66%、一部の入札を除いて1社でも有効としているのが5都道府県11%、合計8割の都道府県が基本的に、これは競争入札についてです、指名ではございません、8割の都道府県が、1社入札を有効としているという情報等もございまして。そういったことも勘案させていただきまして、判断をさせていただいたような次第です。

北村博司議長

はい、平野倅規議員。

平野倅規議員

この再度できると町長言われたが、何社であって何社ということは謳われていない。それで、今事例を全国で何%と言ふけれど、それは全国の話で、私が先ほど質問したのは、当町でと言つとるわけ。当町では1社であつてもどうのこうのあつても、入札あかんだらということは謳ってないわな。1社つて入れなあかん。10社でも入札してあかんだら、それに該当できる。それと、町長これ真剣に考えたつてい。これは金額が安く、町当局が設定した金額内で納めて、安く業者が入札してあげたら万歳やとそういうふうな考え方、今は古いですよ。出た以上は、満額で取らしたつて、業者にもなんとか、不景気なやつを潤いをちよつともたせて、再起を図らすような考え方をリーダー的のもつてやるのが、我々が思う町長の立場だと思う。町長といえば親や、町民は、子やないか。子が苦しんだ時、親は子どもにしつけをして、ちゃんと助けたのが親の務めや。金額は安く、我々の思ったとおりで、1億2,200万落札したらいい、落札しても業者は損したらいいやとそういうふうなことではあかんのやと。改革せいな町長。そういう点は改革を望みます。

議会から議長名で町長に出された要請書なんですけども、先ほど特記仕様書は、これはOK的な回答をいただいたわけなんですけども、経費率は検討する、国土交通省のフローに見直しを検討すること、これらに対しては検討するという事は、町長も議員の時代は検討するという事は、来年も再来年も検討したらいいことだ、そういうことをよく言われていたように思いますけども、やはり今検討して答えを、今日明日というんじゃなしに、やはりこういうふうな競争社会においてやったら、検討するで1年2年先に延ばさんとはっきり、公募するのに1日でするのに能力のある頭の良い執行部の方がようけいるので、こんな検討するつて書かんと、それを見て即これを回答出したつてください。そやないと、今回のこと、金額は良いと認める人もおるやろけども、私ら個人としては、初めから見直しても常識的に考えても、今回のことは、町の手落ちによる入札結果であると私は判断するんですけど、町長、その点は3点今言いましたけど、その点を回答いただきまして、私の質疑を終わります。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

先ほど10条は、確かにおっしゃるとおりで、再度入札の話でございます、ですから、1社入札は前に回答させていただいたような理由をもちまして、1社入札も有効であるということで判断

をさせていただきました。それと町内業者のことですが、これからも町内業者を優先にして、どうやってお仕事していただけるか、そういうことを考えてやっていきたいと思ひますし、今度もしご可決していただければ、下請け等とか材につきましても、できる限り、町内調達ということでお願いをしていきたいとそのように思っております。それと、要請書の3項目ですが、担当に伺いますと、盆を過ぎれば、また入札があるということですので、特記仕様については、直ちに見直したいと思ひます。また、あと予算を伴う1と3番につきましては、近々に判断してお示ししたいと、議会が要請されておりますことですので、議会の意向も十分反映したような結果になろうかと思ひますし、この議会に対する要請書につきましては、みな協議を終わらして決裁しましたら、文書でもって回答させていただきたいとそのように思っております。

北村博司議長

よろしいですか。

他にどうぞ。

玉津議員。

7番 玉津充議員

2点質疑します。まず補強工事の予定価格と工事内容という資料をいただいたんですが、この中で、諸経費の金額をみますと、純工事費の15%になっております。以前全協で聞いた時には、この諸経費というのは、現場の管理費と一般管理費の2つに分かれて、現場管理費が4%、一般管理費が15%というふうに伺っておりました。そうすると19%になるわけですが、これが15%になっているその辺のことを1つ質問します。

それから2つ目は、この提案理由に子どもたちの安全確保と、当然これ安全のことが謳われております。この物件、地元の業者がこの工事価格で請け負うと、赤字が出るということで辞退しておるんですが、この工事を伊勢の業者が落札して、なぜ採算を合わせることができるのか、その辺を行政側としてどういうふうに考えておるのかということが1つと、それから、そこでここに謳われている安全性は、大丈夫なのかということについて、どう考えているのかということをお尋ねします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

諸経費の問題は、担当課から答えさせますので、私のほうからは、子どもの安全ということでお答えをさせていただきます。子どもの安全については、十分図っていくのが当然だと思っておりますし、まず、この工事につきまして、耐震という観点から監督もしっかり行っていきたいと思います。ただ、業者が赤字を出すか、黒字を出すかという部分につきましては、少し私のほうからは、答えるのはちょっとどうなのかなと思いますが、一応設計金額もすべて、工期も提示した上で受けていただいたので、やっていただけるものと思っております。ただ、その安全性とか、仕様以外の手抜きとか、そういったことがないように十分監督していきたいと思えます。

北村博司議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

1点目の工事の経費率についてお答えいたします。前回の全員協議会、7月26日の全協で経費率について説明をさせていただきました。その際に、私からは、共通仮設費については4%、それと諸経費、これは現場管理費と一般管理費を合わせたものでございますが、それは、合わせて15%ということで説明させていただきました。先ほど議員が現場管理費というようなことを言われましたが、26日の全協での説明は、私は、そういうふうにさせていただきました。以上です。

北村博司議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

諸経費のパーセンテージはわかりました。それから、町長にもう1つお聞きしたいんですが、先ほどの工事の安全性という件なんですが、これは、あくまで改修工事でありますので、そのアフターケアとか、災害の発生した時のリスク、その辺のことをどのように考えておるのかお聞かせください。これは、災害が発生した時には、地元の業者が、その応急措置なり、復旧に参加をするということで、町と取り決めをしておると聞いております。その辺からみて、そのようなことがこの町外の業者で大丈夫なのか。これをそのまま実施していけば、いわゆる当町のそのような災害時のコミュニティーが崩れることがないのか、その辺についてお伺いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げましたように、工事安全性については、十分管理監督していきたいと思っております。また、災害時のことにつきましては、今後も建設業協会の方と、この協定を続けていきたいと私のほうからもお願いをしていきたいと思っております。また、工事につきましても、道路につきましても、国県の工事でされたところもいっぱいございます。しかし、建設業協会の皆様も、町民の皆様の安全安心ということで協力していただいているものと思っております。

北村博司議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

そういうお考えであれば、当然、行動としては、別の行動がでてくるというふうに私は思うわけですが、どうしても町長は、これで進めるとお考えなんで、これは、我々の意思は別な形でこの後、示されると思うんですが、その辺のことは、私は、町長の考えは甘いと思うんですが、もっと地域のコミュニティーを大切に、お互いに助け合いできる、そういうコミュニティーを作っていくべきだと思うんですが、町長、最後にその答えだけお願いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この工事1つではなしに、町は、これからも公共工事を行ってまいります。そういう中では、建設業協会の皆様と意思を通い合わせながら、例えば、この5月に行ったような業界の方との話し合い等も、再度行いながらいろいろと改善すべきところは改善しながら、いろいろな公共工事に取り組んでいきたいと思っております、そういう意味からも、私のほうからも建設業協会の皆様をお願いすることは、今までのコミュニティーですね、そういったものを引き続きお願いしていきたいとそのように思っております。

北村博司議長

お昼ですが、審議を続行いたします。

ほかに。

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

先ほどから質疑が出ておりますので、重なるかもしれませんがお伺いいたします。この10年来、全国的にも構造改革の中で公共事業が減って、公共事業の発注や入札制度については、大きな曲がり角にきとるという現状があると思います。そして、全国各地でも、今紀北町も今回起こったわけですが、入札辞退ないし入札不調が増加していると聞いております。残念ながら紀北町でも、今回初めて入札不調が起こったわけなんですが、7月8日入札不調が起こった時点で、なぜこのような入札不調が起こったのか、どのようにお考えになったのか、原因は何なのか、その時点で考えられたのかどうか。そして、規則では再入札ということになっておりますが、その時点に至る経過を詳しく説明をお願いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

原因は、業者の方がおっしゃったように、見積もりが合わないということでございますので、その2社につきましては、そういうことでございます。あとは、選任技術者が設置できないということでございますので、そういった部分で、その7日、不調がわかってから、私どももたいへん苦慮しましたが、現在の設定でいきたいということで、現在の設定でいかさせていただきます、本日提案させていただいております伊藤工務店さんが、入札を落札していただいたとそのような経過でございます。

北村博司議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

入札の価格が合わないという説明で、そのように考えたということですが、やはり不調の原因は、予定価格が採算に合わない、そして、まあそういうところがあったのではないかと私もこの経過の中で感じております。公共事業は、安ければいいというものでなく、完成度の品質や安全性、また、地域の経済の振興、建設業界の健全な発展など、重要な税金を使って行う公共事業でございます。また、そのためにも、やっぱり適切な価格も必要ですし、また、発注にあたりまして、入札制度におきましても、競争性の確保とか、Aランクだけでなく、Bランク、Cランクも大切にしたいような発注の仕方、また、しいては、職人労働者の賃金や労働条件の確保というところまで考えて、価格を決めなくてはならない時代になってきていると思いま

す。その中で、予定価格について、町長は現在、先ほど来のお答えの中でも、これから協議していきたいという考えですけど、予定価格について、本当にこの地方の状態に合ってるのかどうかという問題だけではなくて、やっぱりこの地方の一番弱いところの労働者の方の1人親方とか、下請けの方とかの生活を守るような価格でなくてはならないと私は思いますが、その点について、これからの、前の質疑では、1年後には入札制度を変えたいというお答えでしたけども、もっと早く、入札制度を考えていくべきだと、今回のことで思われたと思いますが、その点について明確なお答えを、お答えというんか、予定価格について、どのような認識をもっておられるのかお伺いいたします。

北村博司議長

近澤議員、1人親方とか、下請け労働者の話になりますと議題から外れますので。

3番 近澤チヅル議員

いえ、予定価格についてどのような認識をもっておられるのかお伺いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

設計金額と先ほど申し上げましたように、議会のほうから要請いただいております事項につきましては、近々にそのような方向で検討し、議会にも文書でもって答弁させていただきたいと思っております。その時点で日付も決めまして、いつからということでも明確にさせていただきたいとそのように思っております。いろんな皆さんの思いは十分わかりますので、今後も業者の方とも話し合いの機会も持ちながら、そういったものにつきまして、検討していきたいと、ただ今回の場合は、町のほうも町なりに実績に基づいた中でやってまいりましたので、このような設計金額で、再度入札ということに踏み切らせていただきました。その点については、ご理解いただきたいとは思いますが、今後は、こういった部分も含めて、設計金額も十分検討しながらやっていきたいと思っております。

北村博司議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

予定価格に対しても慎重にやっていきたいということですが、私たちの想像を超えるような今入札制度の中で、変化が起こっているというものの1例で、特定非営利活動法人の建設政策研

究所で調べたんですけども、昨年の10月には、東京都では、これは大都会と田舎では違うかもわかりませんが、制度の改革として予定価格の上限拘束制についても。

北村博司議長

近澤議員、発言中ですが、議題に絞ってください。今回の引本小の契約案件だけに絞ってください。

3番 近澤チヅル議員

はい、契約案件でその予定価格について、私は、想像を超えるような、私たちの感覚を超えるような予定価格についての変化が、業界の中で賃下げの中で行っていると思いますので、そのことについて、再度町長にお伺いしようと思って質疑を始めたんですけども、ぜひ大変な予定価格、最低制限価格については、再編な改革というんですか、変えなくてはいけない時期にきているというところを、ぜひ入札制度を改善していく上での参考にしていくべきだと思いますけれども、町長のお考えを最後にお伺いします。

北村博司議長

近澤議員、これ契約案件ですので予定価格が不当であるというご指摘なんですか。そこを明確にしてください、一般論では契約議案ですから、明確に指摘してください。

3番 近澤チヅル議員

先ほど来の説明の中では、価格が不適當ではなかったのかと私も思いますが、町長の考えを最後にお伺いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども言いましたように、この金額でいくという決断をいたしましたので、そのところは、ご理解いただきたいと、そういうふうに申し上げるしかないと思いますので、よろしくお願ひします。

北村博司議長

正当だということですね。

明確にしてください。

町長。

尾上壽一町長

正当だということでも出ささせていただきました。ただ今後、業界等の皆さん、議会の皆さんの今日のご質疑、全協、委員会のことも踏まえまして、十分今後は検討していきたいということでございます。

北村博司議長

ほかに。

垣内議員。

18番 垣内唯好議員

今までのちょっと重複もするんですけども、この引本小学校の耐震ですけども、産業建設委員会ですもんで、いろいろと29日でしたか、業者の方、それに執行部側の話もいろいろ聞いたんですけども、その中で、客観的な目で見ても、発注者と受注者の関係ということになると、やっぱり今度の、今まででもそうだと思うんですけど、引本小学校の件については、発注者のほうにミスがあったということが感じられました。それは、現場を見せない、設計書、仕様書がずさん、特記仕様書の第2項、それに経費の問題、こういうことが、その時点では、我々は業者の方に聞いて、その後、執行部、職員の方にも聞いたんですが、その時点ではきちんとミスも認めとるわけですけども、それについて。

北村博司議長

垣内議員、委員長報告の中身についてのご質疑になってまいりますので、それは控えてください。

18番 垣内唯好議員

わかりました。町長に発注者としてのミスがあると感じられたら、直すところは早急に直すべきやと思うんですけど、盆過ぎの入札からでも直さんことには、悪いことは悪いということで、執行部は直さんことには、またこれずるずるいつとつてもどうにもならんと思うんですけど、そののところ町長の考えを聞かせてください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど言いましたように、3つの点については、今後検討させていただきまして、議会からの要請書ですので、きちっと文書でもって回答させていただきますが、今回ミスということではなしに、そういった業者との間の見積、結局、委員長報告にもございましたが、改修というこ

と、改修じゃなく耐震ですけど、耐震ということで不確定、不安定な要素がたいへんあったのではないかとそのように思っております。ただ、今までの形式でやってまいりましたし、他の4校につきましても、同じ発注書、特記仕様でございます。また、船津小学校につきましても、同等のような木造建築で、同等のような試算をさせていただきました。その点をご理解いただきたいと思えます。

北村博司議長

垣内議員。

18番 垣内唯好議員

私は、委員会の席ではミスは認めたとするんですが、行政は、行政の言い分はというのもあると思うんですけども、ただ、やっぱり設計図や仕様書がきちんとできとらん、それに見積前に現場を見せんというようなことは、誰が見ても明らかに悪いと思えますので、早急に直してください。次の入札からでも直していただけるようお願いいたします。

北村博司議長

ほかに。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

質問内容がたいへん厳しくなっていますが、自分の意見をごく簡単に申し上げますと、内部をはぐって見せないで、なおかつ、入札者辞退が出たということは、非常に遺憾であると考えています。それからもう1つについては、文化的な価値の高いものですから、地元業者というものについても、いろいろとそういう観点から考える必要があるんじゃないかというのは自分の考えです。それで、本題に入りますけれど、既設部分で未知の部分が出て来た場合に、これは業者持ちということですけど、たいへん古いということもあるわけですけども、はぐって、いろんな形で地元の業者との金額の差額がたいへん大きいわけですけども、今日、工事設計図を配っていただきましたけれども、辞退された業者の積算も見たということでもありますので、6,000万の開きというのはどこにあるのかということをおっしゃっていただくことは非常に無理ですか。

北村博司議長

先ほどから申し上げているように、6,000万の差というのは、委員会の事務調査の中で出た話で、本会議での質疑にはなじみませんし、これ契約が正当かどうかという質疑に絞ってくださ

い。まあ、1社入札ということは、良いか悪いかも含めて、この契約が正当かどうかというご質疑にさせていただきたいと思います。

19番 奥村武生議員

そうすると、契約が正当かどうかというのに付随する問題がいろいろと出てきますよね。議長そのようにおっしゃいますけど。

北村博司議長

見積りの金額というのは、先ほど委員長の報告の中であった話で、6,000万の差があったとかどうか。それは、委員長報告に対する質疑の中でやっていただきたいと思います。私を含めて承知しておりませんし、多分町長も承知してないんじゃないかと思いますが、その参考人の時のには、誰も理事者側は入っていませんでしたので、お答えはできないかと思いますが、ですから、先ほどの委員長報告の時の質疑でやるべきなんです。ですから、この契約案件を認めるか、認めないか、それに対しての質疑にしてください。これは、契約案件ですから変更もできませんし、修正もできません。金額が正しいかどうかということを含めて、修正は不可能です。だから、認めるか、認めないかだけです。

19番 奥村武生議員

そうしたら、これで打ち切るしか仕方ないですね。はぐって見る事ができない状況の中において、相当の2業者が辞退した中で、県内の1業者が入札をしたと、入札を取ったわけですけども、その場合に懸念されることは、はぐって見ていろいろ出てくるわけですけども、その辺の監視というわけじゃないけど、指導制を発揮する必要があるんじゃないかという点についてもなじみませんか。

北村博司議長

施工中の工事の管理ですね。どのようにされるのかという質疑にしてください。

19番 奥村武生議員

そういう状況の入札の中において、いろんな問題が出たと、辞退者も出たと。そうなるとうると入札の価格について、その中の価格でやれるのかという問題も出てくるわけです。その点で、本館の工事を行った場合に、町としてもきちっとした工事が、文化財的要素をもった建物であるだけに、きちっとした工事がされるのかどうかということについて、監視的な指導性が大事だと考えるがどうかということです。

北村博司議長

ようするに施工管理がちゃんとやれるんかということ。

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりで、引本はたいへん古く、古いということは、逆に考えれば文化的な価値もあります。そういった部分も含めて、ただ、まずこの事業そのものが学校の耐震ということで、児童の安全安心を守るということですので、その面について、工事等の厳しい監視、管理監督はやっていくのは我々の仕事だと思っております。ですから、そういった部分には十分配慮しながら進めていきたいと思っておりますし、ただそういった点について、もしご可決いただきましたら、業者、教育委員会、それから先生方等とも十分そういう部分は、検討しながら進めていきたいと思っております。

北村博司議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

それから、この1億3,000万の工事を考えた場合に、建物については文化価値の高いものであるわけです。文化価値そのものを保存するということと、保存の必要性とこの工事入札価格との関連性というんですか、町長は保全の必要性というのは、入札価格を設定する段階で立ち会ったと思うんですが、保全の必要性ということは一切考えなかったのですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私は、相賀の出身ですので、そういった文化価値は良くわかりますが、先ほども申し上げましたように、今回は耐震ということで、まず生徒の安全を図るということで、まず耐震という部分につきましての改修という思いで工事に取り組んでおりますので、その辺ご理解お願いいたします。

北村博司議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

耐震のみにかかわって、引本小学校というのは、引本信用組合も含めて、地元の間人から、何年も前から文化財として残すという案も出ていたわけですよ。そういうことを全く考えずに、

子どもの安全安心を前面に出して、それを引き合いに出して、学校教育、あるいは学校教育の重要な題材になるわけですよ、この文化的価値というのは。そういうのを考えなかったということは、たいへん私は遺憾に思いますよ。

北村博司議長

奥村議員、すでに設計仕様に基づいて、すでに発注されておりますので、仮契約を結ばれておりますので、お考えはわかりますが、今の議題から外れますのでご注意ください。

19番 奥村武生議員

では、以上で終わります。

北村博司議長

はい。

ほかに。

島本議員。

13番 島本昌幸議員

この44号の一番肝心なとこなんですけど、契約の相手方、伊藤工務店ですね、引本小学校の児童生徒の安心安全をこの工務店に委ねてくわけですけども、これまで、ほかに業者が価格が合わなくて札を入れられないところが多かったのに、もちろん伊藤工務店って県の入札指名業者に入っているんでしょから間違いない会社でしょうけど、この議案書なりには、この会社自体の資料がまったくないんですけども、なんかありませんか。従業員何人おってとか、年間どれだけの実績を挙げているとか。それで、私特に聞きたいのは、木造の建物の耐震補強工事の実績というのがあるのかどうか。伊藤工務店に関して、執行部が極力わかることを報告していただきたいと思います。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

伊藤工務店というのは、先ほどお話をさせていただきましたけれど、建築工事が主たる会社でございます。そのような中で、15億ほどの完成工事高の14億7,000万が、ほとんど建築工事にかかわっているような会社でございます。そして、建物等につきましては、たいへん多くの公共工事を行っております。その中には木造の部分等もございますし、こちらにある手持ちの資料を見るだけでも、相当ほとんど公共事業にかかわっているように思います。この程度でいかが

でしょうか。

北村博司議長

島本議員。

13番 島本昌幸議員

これ従業員さんとか、何人ぐらいみえるんでしょう。実は、例えば承認したら伊勢から引本まで通ってくるわけですけども、なかなか工事に来ない、途中でほったらかし、こんなことされたら承認したほうがもたんですから、そのへんスタッフというのか、人員も十分おるのかどうか、わかりませんか。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

建築専門の会社でございまして、技術員が1級建築士が12名、2級建築士1名、その他技術員4名おります。そのほかにも、もちろん総従業員数20数名みえるようです。ここからいつも使っている下請けの皆さんとかそういったものの数は、現実には入ってないと思います。純然たる職員が、この会社概要に載っております。以上です。

北村博司議長

よろしいですか。

ほかにどうぞ。

東篤布議員。

1番 東篤布議員

町長でもいいし、課長でもいいので、工事設計書の5ページ目（内訳書3号）、土間コンクリートのはつり撤去費、単位が m^2 になっていますね、同上の運搬処分費が m^3 になっています。そして、次のページのところも同じように基礎の解体費が m^2 で処分費が m^3 で出ておりますので、本来 m^3 で出て、 m^3 で単価が出ていたらわかるんですが、その点をなぜなのかということと、こういうふうに出すのであれば、 m^3 の縦×横×深さなり、厚みがなかったらあかんやろ。それを教えてほしい。それともう1つ、6ページ（内訳書4号）の屋根の瓦の撤去と処分と同じに見てくれていると思いますが、これも m^2 ですね。

北村博司議長

東篤布議員、内訳書何号と上に数字が入っておりますので、これでおっしゃってください。

1番 東篤布議員

3号と4号についてです。コンクリートの処分費が m^3 で出ているのに、撤去費が m^2 で出ている。だから、その数式を教えてほしい。どのようにして m^3 数を出したのかということと、それから屋根の瓦の撤去、これは m^2 で出ている。普通 m^3 で処分費を出さへんの。 m^2 で重さも出てこんし、量も出てこない。目方わからん、量わからんのに業者の人が単価どういれるのかわからんけど、まあ単価920円って入っとるけど、これは m^2 でみるの。これ県をみとつてもトンか m^3 で出てきとると思うんですよ。それとですね、同じく3号の根太、撤去して再利用、床板もそうですけど、床板は見たらわかるが、根太は見て再利用できると判断したの。ここにいる教育課も財政も知らんのや。詳しいんやプロじゃないし。ここにおける建築の課長も、土木のプロで建築のプロじゃない。ここにプロが1人もおらへんのや。私もプロじゃない。素人ばかりで話して、ここに再利用って書いてあるやろ。根太なんか床下にもぐって見たのかと聞いとる。これを積算した人が、見積した人じゃない。積算した人のことを言うとる。わかった、今3つ目聞いたやろ。まずそこらで答えてもらいたいですね。まずここらが一番気になったんで。ほかでもページをめくっていけば、先言うところか、10号見てください。工種でいえば6ですが、土台であったり、見切り木であったり、窓枠の見切り木であったり、これみんな 150×50 って、これcmなのか、mmやと思うんやけど、そしてこれ単位がmになつとるやろ。こんなもの材料買いに行つて、 $3.8m^2$ 売つてくれつて、mで売つとらへんやろ。本当は m^3 数で出すのか、本数で出すのが本来じゃないの。1本1本、何本ありますよと。なおかつ1本の m^3 数はどれだけと書いて、もっと言うなれば等級、何でもかまんから売つてくれつていったつて材木屋さん困りゃせん。そこも課長教えて、わかる範囲でいいので、町長、これ見とつて疑問に思わへん。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

担当課よりお答えいたします。

北村博司議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。先ほど議員も言われましたように、私、土木のほうは、積算は若干経験はございますが、建築のことはあまり詳しくございませんので、その点はよろしくご了解いた

だきたいと思います。まず、内訳書3号の土間コンクリートのはつり撤去44㎡、その下の運搬処分費5.3㎡についてでございますけど、一般的にコンクリートのはつりは、面積で計上していると思います。従いまして、その下の運搬処分費はコンクリートの㎡数ということは、処分先の受け入れ単価が当然㎡で計上されているということでございまして、今計算いたしますと、面積44㎡に対しまして、処分費が5.3㎡でございますので、概ね12cm程度の厚さのはつりかだと思います。それと次に、屋根瓦の処分費のことだったと思いますけど、これにつきましても、ただいまの説明と同様に、屋根の面積に対しまして、瓦の一定の重量といたしますか、そういうものを計算いたしまして出しているということでございます。それと、10号のヒノキの材料のことでございますけども、材料の企画のところは150×50とございますけども、これは、議員言われるようにmmでございます。ただ、これの数量123.7mでございますけど、こういうものの材料につきましても、一般的に定尺と申しますか、規定の長さが決まっておるように聞いております。そういうことで、この定尺の長さの材料を何本使うかということで、それを1本当たりの定尺の長さ×仕様数量ということで、この123.7mという数量が計上されているということでございます。等級につきましても、ここでは記載はしてございません。一般的に建築工事のコスト情報だとか、積算単価等の図書といたしますか、そういうものによってそれらを参考に計上してものでございます。ただ、議員が言われますように、等級等のところは、見積もる業者さんに取りましても、少しわかりにくい部分があるのではないかとこのように考えます。以上です。

北村博司議長

東議員。

1番 東篤布議員

もちろん、執行部も、見積もりされる業者さん側も、そういった図書に基づいてやられるからこういった資料を見ても、こんなもんかなと判断できるんでしょうけど、我々議会が見ても、素人が見ても、わからんと思いますよ。これ見て土台が150mmの50mm、桧なんや、長さ123.7m、定尺で売っとるよ、2m、3m、4mと、普通本数で書かへんのかなと思うわけさ。私は、それで少し単価がおかしい。課長、3号と4号をちょっと見てください。このコンクリートの処分費やけど、片方は6,500円、片方は6,800円、なんで、処分先が違うので単価が違うの。もう1つは、屋根の瓦はな、まあこれは一式で出とる。コンクリートといえは㎡で出して、㎡で処分費を積算する、それはいいでしょう。そういうふうな様式であれば、それはいいんですが、一式ということになったら一式で処分してくれる業者はおらへん。普通ならこれも1式であっても㎡数を

出したらなあかんのじゃないの。漆くいもモルタルもそうやし、屋根瓦のともそうやし、これらでも㎡で出とるやろ。これは4号のとこやけど、屋根瓦もそうやろ、48㎡。処分費は、今度㎡で出したらなあかんやん。なんでこだけ㎡で出してないの。もう一度言おか。このモルタルのところにしても一式となつとるけど、こういうものは㎡で処分やろ。それなら㎡書かなあかんやろと。瓦も㎡で書いてあるけど、瓦にしても処分は㎡でしょと。もうひとつは、単価が違うでしょ。6,800円と6,500円はなぜなんですか。処分業者の単価を入れとんですか。なぜ300円も単価が違うのか。

北村博司議長

建設課長。

山本善久建設課長

ただいまのコンクリートと瓦の件でよろしいでしょうか。3号と4号の件でございますけども、3号につきましては、コンクリートの処分費、4号につきましては、瓦の処分費でございます。そういうことで、ここには詳しく計上してございませんが、これまでの実績といいたし、そういうものも加味いたしまして、コンクリートと瓦の処分費で、これまでの実績といいたし、設計者の経験値といいたし、そういうもので、まあ当然見積もり等もここには記載されてございませんが、そういうことで計上しているものと思います。もちろん3号の中には、運搬経費等も含まれてはございますけども、それらの処分をするものの違いといいたし、そういうことでございます。以上です。

北村博司議長

東篤布議員。

1番 東篤布議員

最後になりますが、ちょっと言うとする意味が違う。コンクリートはわかったが、㎡で出して㎡で処分費を出さすんだと。であるのに、同じ産業廃棄物である屋根の瓦を㎡だけでやって、㎡の表記じゃないのと言つとるの。この下に瓦の処分費として㎡で書いてあるならわかるんですよ。なぜそういうことをしてないんですか。そうでしょ、皆さん不思議に思いませんか。4号を見てくださいよ。基礎工事いわゆるコンクリートの解体は㎡でみてある。その下に処分費を㎡で見てあるやろ。瓦の撤去処分費は㎡でみてある。処分費は㎡でみやなあかんやろと言うの。同じ産廃物なんやで。同じ処分業者に持っていくんやで。それでこの明細書はおかしいんじゃないのと言つとる。それとさっき言うたやろ、同じコンクリートで6,500円と6,800円、なんで

単価が違うんか。皆さんよく見てください、3号と4号ですよ。㎡で数量で出している。これはいいんです。処分費が㎡で出とるでしょ。単価なんで300円違うんやという質問を僕はしておったんですが、再度その点をお答えくださいという点と、町長、21社800点以上の業者がおるわけですが、地元の業者2社を含めても21社、県内ですよ、僕が聞いておるところによると、申し込みが2社しかなかったと。最終的には1社辞退させてほしいと申し出た。多分その業者も当町の業者と同じように詳しい積算をされたんでしょ。それでいろんな不安な点もあった。これでは安全な学校を改修する自信がないと。子どもの命を守る学校、中も見れない。そんなんでなんかあったらうちの会社の名前にかかわるといって辞退されたんだと思います。町長、そのところで21社あって最終的に1社しか残らんだ。これは、うちの計算式に何か間違いがなかったのか検討して、再度やり直そうとなぜしなかったのか、不思議でならんのですけど。私は、一般競争入札というのは、法的には問題ないんだと書いてあるところおっしゃいますが、実際に国や県の、町長の都合によっては国や県に右へ習え、その時に自分の都合で管理費等も変えてみたりする。そのものの考え方が、その場その場で変わられるんで、私は本当に困る。これを内訳書を明確に見れる人がここにいない。その方々でわからんだら、なおかつ慎重にすべきじゃないんですか。その1社残った時に、当然、先ほど前者議員に説明されました資本金、従業員等をもう一度細かく教えていただきたい。なおかつその業者がどのように見積もりしたかも知らない。ただペーパーだけ見て、見積書送ってきた。現地も見ずにですよ。それでここに工事の提案理由、いわゆる意義を書いてあるじゃないですか、生徒の命を守る安全確保をしたいんだと。そんな現地も見に来んような業者をきとって。私は業者の悪口言うんじゃないよ。こんな大前提に子どもの命をって言われるんであれば、その業者が見に来たか、来なかったぐらいのことを確認しとかなあかんやろと言うとんの。思わん、ほかの議員の皆さん。こんな状態で、地元の何十社っておる業者ほっといて、他所の業者に予算やって、私ら可決しよったら笑われる。だから、今の2点、もう一度お答えください。なんで単価が違うんですか、同じ品物で。

北村博司議長

建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず、内訳書の4号でございますけども、先ほど冒頭に申し上げましたように、建築のことは不慣れでございますので、先ほどの答弁、少し誤っていた部分もあろうか

と思いますので、再度答弁させていただきます。4号でございますけれども、ここに記載のありますように、一番上の項目、屋根瓦48㎡、これにつきましては、撤去さらに処分費を含めた単価が920円となっております。その下の既設理科室の準備室と当直室の木造建屋の解体処分も、これにつきましても、この木造部分の処分費51.3㎡ということでございますので、それぞれ瓦の処分費、木造建屋の処分費でございます。続きまして、その下の同上基礎の解体費という計上でございますけれども、これは、コンクリートの基礎ということで、コンクリートの解体、さらにその処分費ということございまして、先ほどの3号の土間のはつり等と類するものでございます。ただ、この6,800円と6,500円の差につきましては、申し訳ございませんが、私この場で答弁はできません。

北村博司議長

要するに、同じコンクリートで、土間のはつったやつと基礎の処分費となんで違うんだということで、今確認できませんか。

山本善久建設課長

休憩をいただければ、担当が待機しておりますので、時間いただければ。

北村博司議長

建設課長、確認してきてください。

別室で技術員が待機しておるようですから。

このまま、着席のままで暫時休憩します。

(午後 12時 47分)

北村博司議長

休憩前に引き続いて再開いたします。

(午後 12時 49分)

北村博司議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

申し訳ございません。説明させていただきます。まず、内訳書3号の土間コンクリートのはつり撤去費の6,500円でございますけれども、当然土間コンクリートでございますので、無筋構造物

の処分費でございます。さらに、4号の基礎の解体費につきましては、鉄筋構造物の処分費でございますので、その差が300円出ているということでございます。以上です。申し訳ございませんでした。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

業者につきましては、現場は見ていただいていると担当のほうからはお聞きしました。外からで、中からは見えないという条件で、わからんという答弁でしたが、今確認したら見に来ているということだそうです。訂正いたします。

それと、私いろいろな案件も、その場でいろいろ考えとるということなんですが、現実にもその場その場で、今なにが適切なのかという考え方でやっておりますので、議員がご指摘のように、その議員から見れば、少しその場その場で変った判断をしていると思われるとは思いますが、私は、行政の中で、自分の中で判断をさせていただきまして、今回このようにさせていただきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

北村博司議長

よろしいですね。

ほかに質疑ないようでしたら。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

よろしいですか。

以上で質疑を打ち切ります。

続いて、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東篤布議員

1番 東篤布議員

1番 東篤布。町長、気を悪くしないで聞いてほしい。私は、今後の紀北町のこと、なおかつ行政と、行政に常に協力してくれる業者の方と、今後も上手くやっていってほしいと。ここで議会が嫌われてもかまんのや。これからの町長の立場も慮って、なおかつ町のことも思っ言わせていただきます。反対する理由、そんなにたくさんないんです。まず、子どもの安

全という点で将来を考えていいんですけども、町長がいつも言っておる住民の目線と言われるのであれば、業者の目線でもう少し考えていただきたかった。もちろん考えていただいているのはわかるんですが、なおひとつ、今話しておっても、無筋と鉄筋の話ですけども、僕はだいたいそんなものかなって思っていた。僕は、この仕事のプロやからようわかるとる。でも、ここにいる皆さんは誰もわからん。建設課長ですらわからんのやで、町長もわからんのは仕方がない。なおかつここにおられる議員の皆様もお気づきにならない点が多々あったでなからうかと思えます。なおかつ今回、反対する理由なので、まず、大きなのは、もう少し入札の期間を見てほしかった。なおかつその中身に問題があった。いわゆる校舎の外部だけ見て判断する、中は見せていない。先ほど課長の答弁なかったですけど、根太は再利用しなさい。床下に木があるんですよ、根太というんですが。これは、床下に潜らないと見えないんです。よくシロアリの問題で虫食いになっている、子どもの安全というのであれば、始末なのも結構なんですけど、私は新品を使う。再利用、再利用、再利用というのは多々ございますけども、本当に再利用できるかをチェックもせずして、このように書かれておるんでなからうか。なおかつそれを中も見せずして、見積もりしなさいという、その手順に問題があったと。これが辞退におよんだり、なおかつ不調に終わった原因の第一がそこでなかったらうか。次には、その場その場でお考えをお変えになるのも結構です。良い方向に向いていくのは結構ですけれども、大前提として、国県に右へ倣え、なおかつ近隣の市町村に右へ倣え、類似団体に右へ倣え、これでよからうと思えます。そのほうが安全な道を歩めるんでなからうかと思えますが、今回に限って、他の市町村にもない、類似団体にもない、国県にもないような、いわゆる積算方法をとられておったという点が2点目で、大きな、今回の不調に終わった原因の1つではなからうか。こう考えております。そして最後には、やはり私は地元の業者の方に、なんとか仕事をやっていただきたかった。これは相賀小学校もそうですけども。なおかつ今回の伊勢の業者さんがどうのこうのというわけではないんですけども、やはり私が他所の地域に仕事をもらいに行った場合には、担当課にはもちろんですけども、町長にもご挨拶に行ったうえで、その地域の大切なお子さんが入る学校を見せていただいて、十分に何日も泊り込んだうえでですね、積算したうえで参加するのが本来でなからうかと思えます。期間が短かったから町長のところに挨拶がなかったのかもしれませんが。今後のことも考えまして、このような大切な予算を組まれて、なおかつ住民の皆さんのご理解をいただいて、可決いただこうと思うのであれば、もう少し慎重な態度が必要であったんでなからうかと、この3点疑問に思うもんですから。そしてなおかつ今

回、不調に終わっても、議会で否決されたからといって、この引本小学校工事がなくなるわけじゃないということです。再度慎重に積算を見直したうえで、このままでいったら必ず追加工事が出ますよ。今回この予算を可決しておいて、追加工事に手を挙げるんですか。じゃあ追加工事を見込んで予算オーバーした地元の業者はどうするんですかという議論になってくるんです。そういった観点で、私は申し訳ございませんが、反対討論とさせていただきます。以上です。

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

松永議員。

17番 松永征也議員

議案第44号 紀北町立引本小学校耐震補強工事請負契約の締結につきまして、誠に苦渋の判断ではございますが、賛成の立場で討論をいたします。町内の経済及び雇用の状況は、かつてないほど疲弊し、深刻な状況となっております。これは、町内における公共事業の現象が大きく影響しているものと考えます。このように町民が喘でいる中で、今回禍根を残すこととなったことは、誠に残念であります。しかしながら、引本小学校の関係者にとっては、校舎の耐震補強工事が、少しでも児童の学習に影響を及ぼさないよう、運動会の繰り上げ実施や、また、夏休み中を十分活用しての、1日でも早い、子どもたちの安全確保を願っているところであります。また、質疑によりますと、契約の相手方である株式会社伊藤工務店においては、1級建築士が12名もおられるということでありまして、これ以上、工事着工を遅らせることは到底できないものと考えますので、本契約の締結に賛成するものであります。しかしながら、今回の混乱ともいえるべき事態は、積算のための内部への立ち入りを認めないというような、誠に不適切な面があったと言わざるを得ません。どこに原因があつてこのような事態を招いたのか、執行部には十分検証を行い、今後の土木行政の適切な執行に取り組んでいただきたい。このことを申し上げまして、本契約の締結に賛成するものであります。以上です。

北村博司議長

次に原案に反対の発言を許します。

玉津議員。

7番 玉津充議員

議案第44号 紀北町立引本小学校耐震補強工事請負契約の締結について、反対の討論を行います。

す。去る6月議会において、私をはじめ数名の議員が町の発注する事業について、地元経済対策を目的に地域材の使用や地元業者への発注の配慮を求めました。残念ながら、今回のこの請負契約につきましては、町長にその配慮がなく失望いたしました。具体的に申し上げれば、7月8日に入札が不調に終わった後、なぜ不調に終わったか、業者の意見も聞かず、町民の代表である議員にも相談なく、行政側の判断だけで県内業者への公募を決定されています。これでは町長が常々言うております、すべては住民目線での行動に反しております。しかも、7月12日に業者や業界から再発注や分離発注の要望がありましたが、これにも応じず、7月14日に入札公告を出しております。これは、これも町長の口癖であります、すべては住民とともにの掛け声虚しく地域のコミュニティーも崩壊していきます。そして、その入札結果も、最終的には1社のみの参加で落札されました。安全面や今後のアフターケアのことを考えれば、賛成することができません。町長の熟慮ある行動と行政組織上の観点から、当町の設計、入札業務の仕組みを改善されることを切望いたしまして、この議案に反対をいたします。

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

10番 岩見雅夫、44号に対する賛成討論を行います。学校の耐震化を急げという、これは全国的な住民の声、その住民の声の高まりによりまして、特に東海地方固有の地震対策の緊急性もありまして、当町も進んでこの学校耐震化計画を定めて、そして、子どもたちの安全確保や教育環境の整備が、今着々と進められているところであります。引本小学校のこの耐震補強工事、この本議案もその一環をなすものであります。また、引本小学校は、引本地域におきまして、災害時の避難場所ともなるものでありまして、大変重要な建築物としての意義をもっております。したがって、適正な工事によって、この目的が達せられるということは、地域住民の望むところでありまして、町政もこのことによって、より良い方向に進むものであるというふうに考えております。ただ、この間、本日の論議でもありましたように、町内業者による入札が不調となった。この事態によりまして、契約のあり方について、いろいろ議会でも真剣な論議がなされました。そして、議会からの町に対する要請も行われたところであります。したがって、今後契約に当たっては町としても十分これらの要請についても配慮して、今後円滑な業務運営がなされることを強く希望するものであります。ただ、この際、重要な点として考

えなければならぬのは、いうまでもなく、公共工事というのは、町財政、すなわち税を財源として事業を営む、こういう基本的な性格をもっていると思います。したがって、一般的な論議になりますけど、適正な価格によって、目的に沿った工事をなしていく、これが非常に基本的な大事な点だと思います。今後、この発注者の自治体としても、またこれを請ける業者の側も、共にこの点については最大限の努力をお互いに行う、そういう姿勢を忘れてはならないと思います。以上の点を改めて強調しまして、学校耐震化の工事の、この重要性、必要性、緊急性に鑑みて、本議案については賛成をするものであります。

北村博司議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

川端龍雄議員。

5番 川端龍雄議員

議案44号に対して反対の立場で討論を行います。そもそも今回の入札においては、競争入札の名を借りた競争入札じゃないということが第1でございます。ということは、入札参加資格者、県内21社で1社しか参加しなくて、それが金額も提示して、約100%近い金額で落札すると。これは、異常なことであって、これは競争入札に値しないということ。また、町内業者と再入札の県、町外業者の間において、公平性を欠くことがたびたび問題視されております。また、最大の原因は、やはり町行政においての不適正な価格の問題が、このような問題を起こしたと思われまます。やはり今後においては、学校の子どもたちの安全が第一ではございますが、今回引本小学校の耐震補強には、分離発注もできるような図面にもなっております。今後、この皆さん議員のお考えで、町長の言っている町民の方の雇用の問題、そういうことを第一に考えて、やはり再度地元業者の方に受注する機会を与えていただき、この不適正な価格、また競争入札にそぐわない、今回のことをこの議会において、否決していただきたいと思っております。

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

平野倅規議員。

9番 平野倅規議員

議案第44号についての反対討論をいたします。まず、積算のためへの町の対応の悪さというのは、業者の工事前の積算において質問をしたところ、現場への立ち入りは、外部のみ視察は可能、内部への立ち入りは、不可とするとの町よりの回答があり、正確な積算はできない、積算妨害をしたといっても過言ではないと思います。今回の入札不調の一因になったということは、十分に考えられることであります。また、再入札の際、短い日数で審議し、県のA級業者に公募した結果、21社中1者のみが参加し落札、果たしてそれでよかったのか、疑問の点が多数あります。我々の税金の一部が伊勢市へ移っていくと。また、地元雇用ができない、そのような諸々のことを考え、私はこの議案第44号については反対いたします。

北村博司議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

これで討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第44号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

北村博司議長

挙手多数と認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

北村博司議長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成22年第2回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でございました。

(午後 1時 14分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年9月7日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 谷 節夫

紀北町議会議員 世古勝彦